

桂 川 町
第 3 期男女共同参画基本計画

【 原 案 】

令和 8 年 2 月

桂 川 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	5
第1節 計画策定の趣旨	5
第2節 計画策定の背景	6
第3節 SDGsの推進	9
第4節 計画の位置付け	9
第5節 計画の期間	10
第6節 計画の策定方法	10
第2章 男女共同参画を取り巻く状況	11
第1節 統計からみた桂川町の現状	11
1 人口の状況	11
2 家族形態の変化	13
3 女性の就労状況	14
4 地域における男女共同参画の状況	15
5 困難な問題を抱える女性をめぐる状況	18
第2節 住民意識アンケート調査結果から見た現状と課題	19
1 調査の概要	19
2 調査結果から見る現状と課題	20
第3節 関係団体ヒアリング調査結果から見た現状と課題	32
1 労働環境について	32
2 子育て家庭における仕事と家庭、地域生活の両立について	32
3 困難な問題を抱える女性について	33
4 男女共同参画の推進に向けた取組について	33
第4節 第2期施策の実施状況及び課題	34
基本目標1 互いに認め合い尊重し合う社会づくり	34
基本目標2 仕事も家庭もともに担う社会づくり	34
基本目標3 地域社会に積極的に参画する社会づくり	35
第5節 男女共同参画の推進に係る課題の整理	36
第3章 計画の基本的な考え方	39
第1節 基本理念	39
第2節 本計画の基本目標	40
第3節 施策の体系	41

第4章 施策の内容 43

基本目標 1 誰もが能力を発揮し、多様な働き方・生き方ができる社会の実現（女性活躍推進計画）	43
1 働く場における男女共同参画の促進	46
2 ワーク・ライフ・バランスの確立	47
3 家庭・地域・社会における男女共同参画の促進	49
4 町の施策・方針決定過程への女性参画の促進	50
基本目標 2 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現	51
1 あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）	51
2 困難な状況にある女性への支援体制の強化（困難女性支援基本計画）	53
3 生涯を通じた健康支援	55
4 防災・復興における男女共同参画の推進	57
基本目標 3 性別にかかわらず、多様性が尊重される共生社会の構築	43
1 男女共同参画に対する理解促進と意識改革	43
2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	44
管理指標	58

第5章 計画の推進に向けて 59

第1節 庁内推進体制の充実	59
第2節 町民・事業者などとの連携の推進	59
第3節 国、県、他市町村との連携及び協力	59
第4節 計画の進行管理	59

資料編 61

1 桂川町男女共同参画推進条例	61
2 桂川町男女共同参画施策推進協議会設置要綱	65
3 福岡県男女共同参画推進条例	66
4 男女共同参画社会基本法	68
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	72
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	79
7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	90
8 男女共同参画の推進に関する年表	94
9 桂川町男女共同参画施策推進協議会委員名簿	99
10 計画策定の経緯	99

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国においては、人口減少や少子高齢化の進行、家族や世帯、地域の小規模化といった社会構造の変化を背景に、家庭、地域、職場、政策・方針決定の場等、さまざまな分野において女性の参画と活躍の機会が広がり、社会全体が大きな転換期を迎えています。

これまで、男女共同参画社会の実現に向けて、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その後、平成26年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）の一部改正等が行われました。

また、女性の力が「最大の潜在力」と位置づけられ、これを最大限に発揮することが我が国の成長戦略の中核とされ、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行されるなど、制度整備が進むとともに、国民の男女共同参画に対する理解や意識も高まりつつあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻等、女性が直面するさまざまな課題が顕在化しました。

こうした課題を受け、令和4年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援新法」という。）が成立し、令和6年4月から施行されています。

本町においても、この法律の趣旨を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援をより一層推進していく必要があります。

そのため、令和3年3月に策定した「桂川町第2期男女共同参画基本計画」（以下、「第2期基本計画」という。）の施策の成果と今後の課題を整理し、困難女性支援の視点を新たに加えた「桂川町第3期男女共同参画基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2節 計画策定の背景

1 世界の動向

国際社会においては、国連を中心にジェンダー平等の推進が進められてきましたが、近年は格差是正の停滞や女性の権利後退が指摘されています。

■ 男女共同参画をめぐる世界の動向

年	内 容
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none">● SDGs(平成 27 年採択)の実施が本格化(目標5:ジェンダー平等)● UN Women 等が各国の進捗をモニタリング開始
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none">● 「#MeToo」運動が国際的に拡大し、ジェンダーに基づく暴力・セクハラへの関心が急上昇
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none">● G7 シャルルボワ・サミットで「女性のエンパワーメント」が主要テーマに
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none">● G20 大阪サミットで「女性の活躍推進」や「女性のエンパワーメント」が議論される● 「世界男女格差報告 2020」(WEC)で、格差是正の停滞が指摘される
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none">● 「北京+25」国連では、世界的レビューを実施● コロナ禍で女性・女児への影響(DV・経済的困窮等)が国際問題化● W20 サミットが開催され、「女性の経済的エンパワーメントの促進」がテーマに
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none">● 「ジェネレーション・イコーリティ・フォーラム」開催(メキシコシティ・パリ) →ジェンダー平等のためのグローバル加速計画を発表 →各国・企業・市民団体が公約を示す
令和 4 年 (2022 年)	<ul style="list-style-type: none">● 国連女性の地位委員会(CSW)で「環境及び災害リスク削減の政策・プログラムにおけるジェンダー平等」が主要議題に● UN Women が「ジェンダーに基づくデジタル格差」問題を提起
令和 5 年 (2023 年)	<ul style="list-style-type: none">● 国連女性の地位委員会(CSW)で「デジタル時代のジェンダー平等」が議論される
令和 6 年 (2024 年)	<ul style="list-style-type: none">● G7 イタリア・プーリアサミットで世界中の女性、女児及びLGBTQIA+の人々の権利の後退に強い懸念を表明● SDGs に関する自発的国家レビュー(VNR)報告書(案)でジェンダー平等の達成の遅れが再度指摘
令和 7 年 (2025 年)	<ul style="list-style-type: none">● UN Women の最新報告書『北京から 30 年を振り返る女性の権利』によると、世界のおよそ4か国に1か国の割合で、女性の権利が後退

2 国の動向

国においては、「女性活躍推進法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行、防災・復興やコロナ下の課題対応、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行等が進められ、「第5次男女共同参画基本計画」を軸に取組が展開されています。なお、令和7年度には「第6次男女共同参画基本計画」が策定される予定です。

■ 男女共同参画をめぐる国の動向

年	内 容
平成 28 年 (2016 年)	● 「女性活躍推進法」が完全施行
平成 29 年 (2017 年)	● 「育児・介護休業法」が改正され、保育所に入れなかった場合等に、育児休業を最長で子が2歳に達するまで延長可能となる
平成 30 年 (2018 年)	● 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
令和元年 (2019 年)	● 「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」の公布・一部施行
令和 2 年 (2020 年)	● 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 ● 「女性活躍加速のための重点目標 2020」策定 ● 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定
令和 3 年 (2021 年)	● 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」報告書
令和 4 年 (2022 年)	● 「女性支援新法」が制定
令和 5 年 (2023 年)	● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行
令和 6 年 (2024 年)	● 「女性版骨太の方針 2024」が策定され、女性活躍・男女共同参画を推進するための人材育成の強化等が盛り込まれた
令和 7 年 (2025 年)	● 「育児・介護休業法」の改正 ● 世界経済フォーラム「ジェンダーギャップレポート」で、日本は調査対象 148 か国中 118 位(※1)

(※1) 日本のジェンダーギャップ指数の推移

項目	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)
全体	121 位	118 位
経済	115 位	112 位
政治	144 位	125 位
教育	91 位	66 位
健康	40 位	50 位

【参考】令和7年の全体順位：

- 1位 アイスランド
- 2位 フィンランド
- 3位 ノルウェー

3 福岡県の動向

福岡県は、昭和 53 年に「福岡県婦人関係行政推進会議」及び「福岡県婦人問題懇話会」を設置しました。翌昭和 54 年には「婦人対策室」が設置され、昭和 55 年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定されるなど、女性の地位向上に向けた取組が進められてきました。

平成 8 年には「福岡県女性総合センター あすばる」（平成 15 年に「福岡県男女共同参画センター あすばる」へ改称）が開館し、県内における男女共同参画推進の拠点づくりが進められました。さらに平成 13 年には「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、これに基づき平成 14 年には「福岡県男女共同参画計画」が策定されています。その後、計画は 5 年ごとに改定され、令和 3 年には「第 5 次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。現在は「第 6 次福岡県男女共同参画計画」の検討が進められており、令和 7 年度中の策定をめざしています。

また、男女共同参画の推進と並行して、性暴力被害者支援に関する施策も強化されてきました。平成 25 年には、被害者の総合的な支援をワンストップで行う「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設されました。さらに、平成 31 年 3 月には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、性暴力の根絶と被害者支援に関する全国に先駆けた取組が進められています。

加えて、令和 5 年度には、困難な問題を抱える女性に対する施策を総合的かつ計画的に実施するために「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されました。

第3節 SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い社会を実現するための国際目標であり、その基本理念は「誰一人取り残さない」にあります。17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」では、女性に対する差別や暴力の撤廃、あらゆる分野における女性の参画の確保等が示されています。また、国の「SDGs実施指針」においても、ジェンダー平等はすべての目標達成に不可欠な横断的視点と位置づけられています。本町においても、こうした理念を踏まえ、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を着実に推進していきます。

■ 持続可能な開発目標（17のゴール）



第4節 計画の位置付け

本計画は、平成29年に制定された「桂川町男女共同参画推進条例」第3条に定める基本理念を踏まえ、第4条に定める町の責務に基づき、第10条に規定されている男女共同参画に関する基本計画として策定するものです。

また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置付けるものです。さらに、本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」や、「DV防止法」第2条の3、ならびに「女性支援新法」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

加えて、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び福岡県の「第6次福岡県男女共同参画計画」の方向性を踏まえるとともに、桂川町の「第6次総合計画」との整合を図りながら策定しています。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第6節 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、行政と住民との関係や、行政の姿勢・仕組みを見直し、より開かれたまちづくりを進めていくことを重視しました。

そのため、18歳以上90歳未満の町民を対象に、年代及び性別ごとに層化した上で、各層から250人を無作為に抽出し、住民意識アンケート調査を実施することで、町民の意識やニーズの把握を行いました。あわせて、町内の各種団体を対象としたヒアリング調査を実施し、町の現状や地域特性、課題等の整理を行いました。

さらに、町議会議員、男女共同参画に関わる関係者、関係行政機関等で構成する「桂川町男女共同参画施策推進協議会」において審議を重ね、計画内容を検討しました。

また、パブリックコメント制度を活用して広く住民から意見を募り、多様な視点を反映させるよう努めました。これらの手続きを経て、町民と行政がともに考え、ともにつくる計画となるよう策定を進めました。

■ 住民意識アンケート対象者の内訳

年代区分	性別	配布数（件）
18・19歳、20歳代	男性	250
18・19歳、20歳代	女性	250
30・40歳代	男性	250
30・40歳代	女性	250
50・60歳代	男性	250
50・60歳代	女性	250
70・80歳代	男性	250
70・80歳代	女性	250

※ 合計配布数：2,000件

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

第1節 統計からみた桂川町の現状

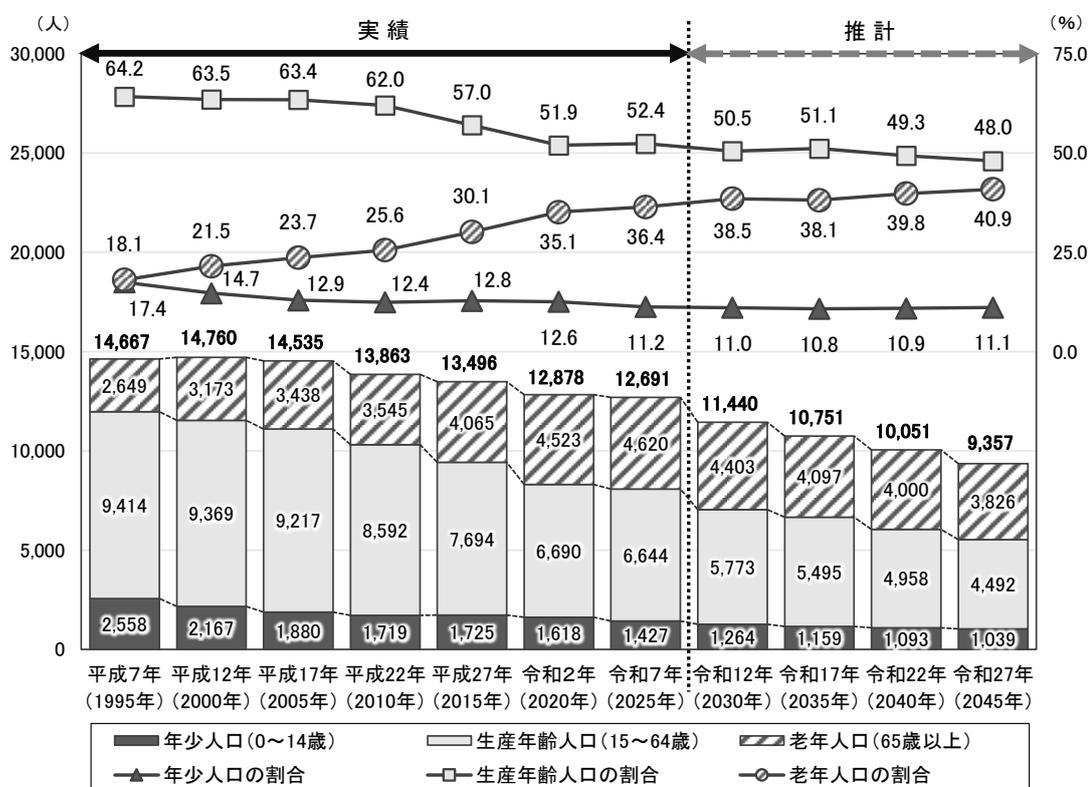
1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口（年齢不詳を含む）は減少傾向にあり、令和7年には12,691人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和12年以降も減少が続き、令和27年には9,357人にまで減少すると見込まれています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は令和7年まで増加が継続とされています。令和12年以降は老年人口も減少に転じると予測されていますが、老年人口の割合（高齢化率）は令和27年には40%を超える見込みです。

＜総人口・年齢3区分別人口の推移と将来推計＞

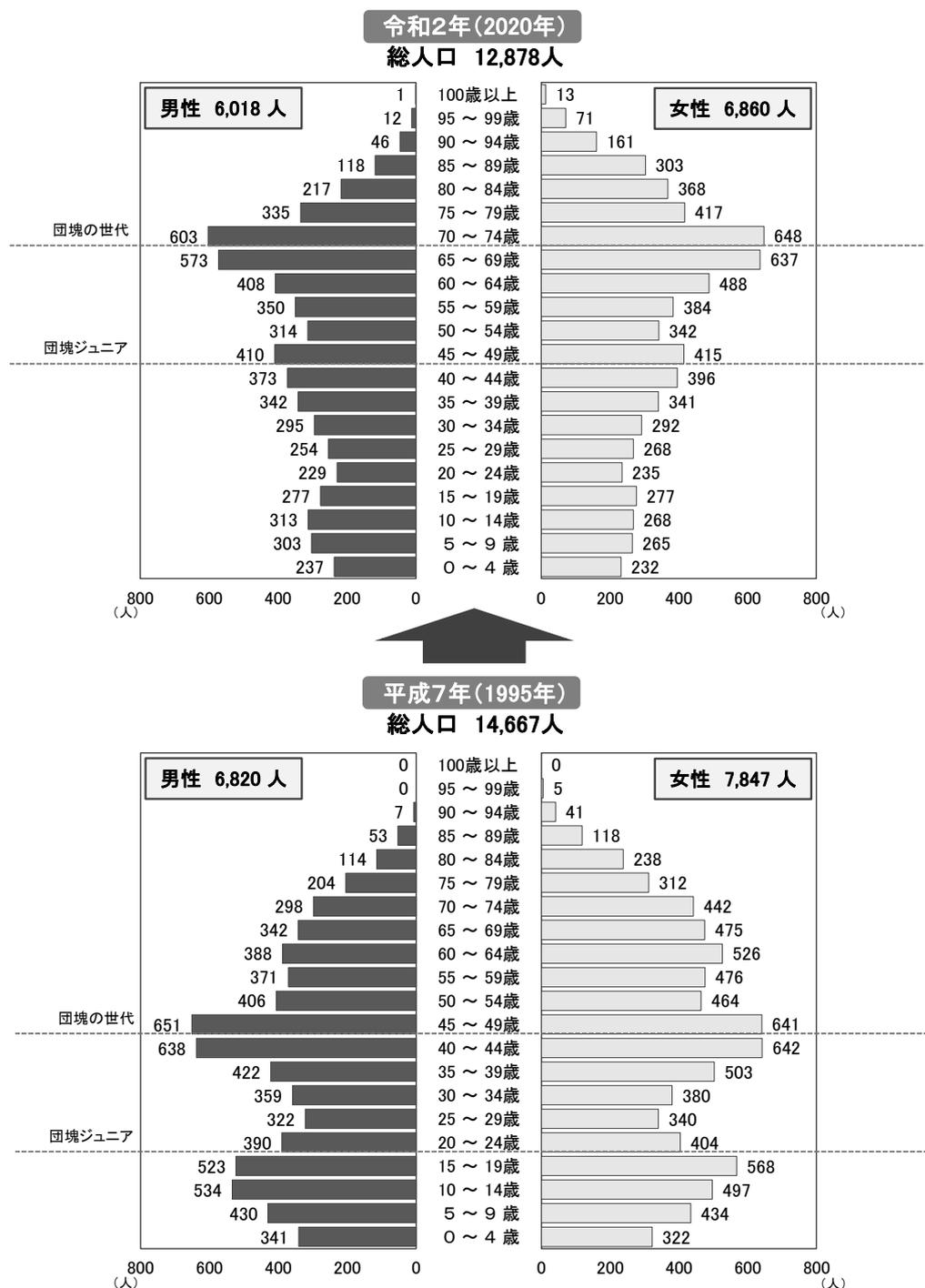


資料：実績は国勢調査（平成7年～令和2年）及び住民基本台帳（令和7年6月末）
推計は国立社会保障・人口問題研究所（令和12年～令和27年）

(2) 5歳年齢階級別人口構成

令和2年における本町の5歳年齢階級別人口をみると、男女ともに70～74歳の層が最も多くなっています。平成7年においては、「団塊の世代」及びその子どもにあたる「団塊ジュニア」が子育ての中核を担う世代となり、20～49歳の年齢層が大きくなっていました。その後、令和2年には「団塊の世代」が高齢期を迎えたことで65歳以上の老年人口層の厚みが増し、一方で「団塊ジュニア」以降の年齢層は縮小していることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

<5歳年齢階級別人口構成>

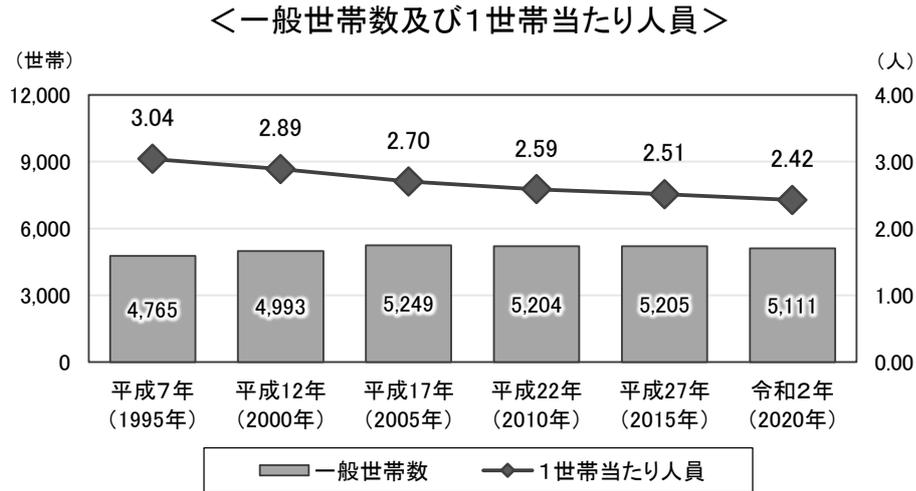


資料：国勢調査

2 家族形態の変化

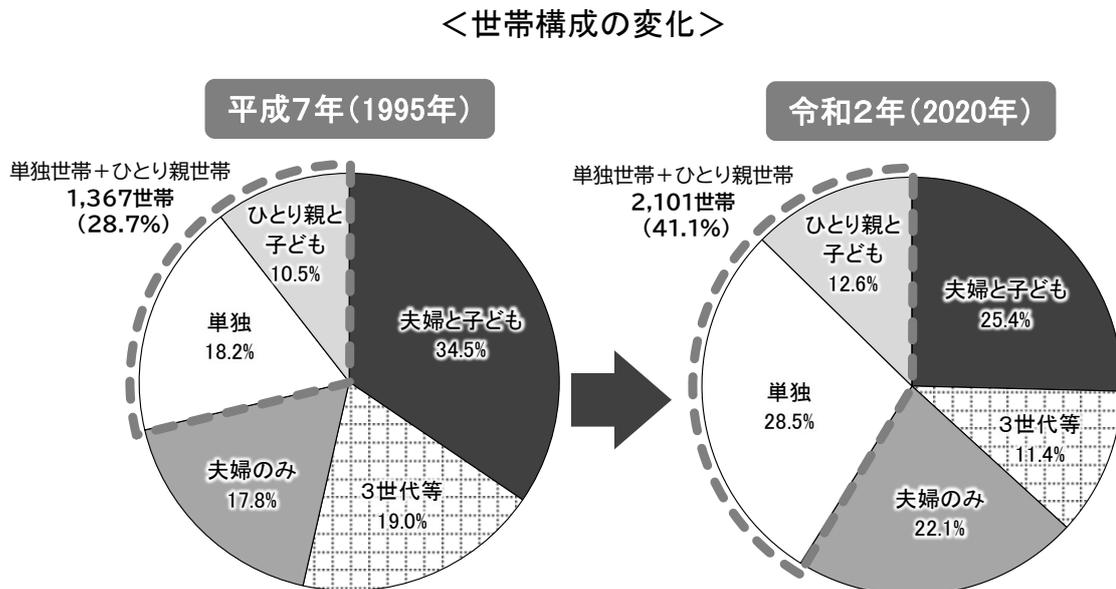
(1) 一般世帯数及び1世帯当たり人員の状況

本町の一般世帯数は、平成22年以降、微減傾向にあり、令和2年には5,111世帯と なっています。平成7年と比較すると世帯数自体は増加していますが、1世帯当たり人員 は一貫して減少している状況です。



(2) 世帯構成の変化

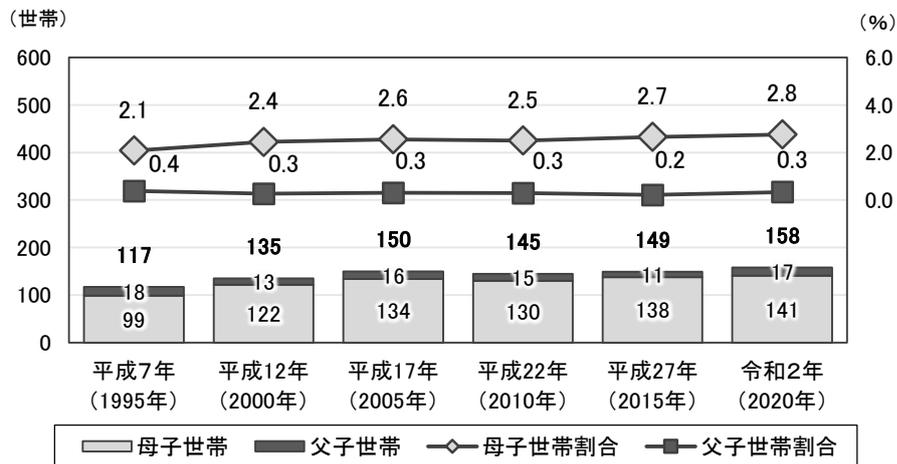
平成7年と令和2年の世帯構成を比較すると、夫婦と子どもの世帯や3世代等の世帯 は減少している一方で、夫婦のみの世帯、単独世帯、ひとり親と子どもの世帯は増加して います。特に、単独世帯は10.3ポイントの増加がみられ、世帯規模の縮小が進んでいる 状況がうかがえます。



(3) ひとり親世帯の状況

一般世帯に占めるひとり親世帯数は、令和2年で158世帯となっています。そのうち、父子世帯数は平成7年以降おおむね横ばいで推移していますが、母子世帯数は増加傾向にあり、平成7年から令和2年にかけて41世帯増加しています。

＜ひとり親世帯の推移＞



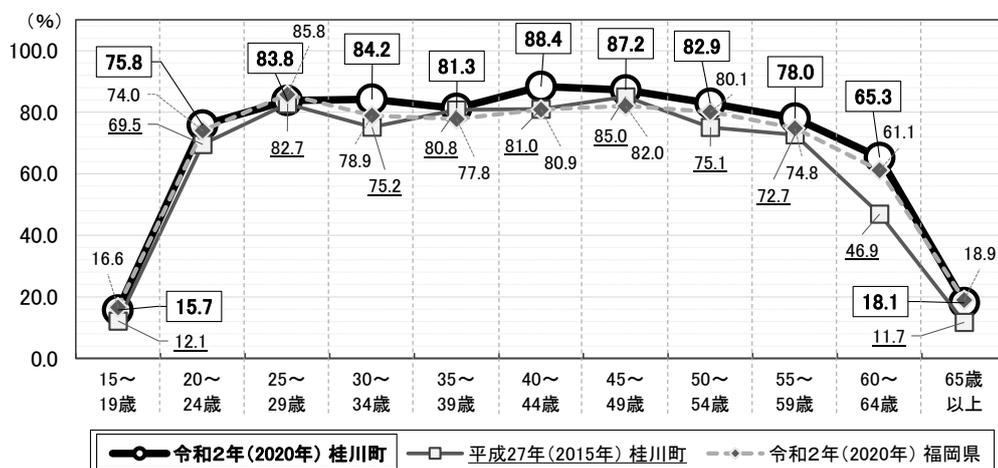
資料：国勢調査

3 女性の就労状況

(1) 女性の労働力率

本町の女性の年齢階級別労働力率は、平成27年と令和2年を比較すると、全ての年代で増加がみられます。令和2年には、20歳代後半にかけて上昇し、30歳代で一時的に低下した後、40歳代前半で再び上昇しています。特に、40歳代前半の労働力率は88.4%と、全体で最も高い水準となっています。また、福岡県全体と比較しても、本町の女性の労働力率は高い水準にあります。

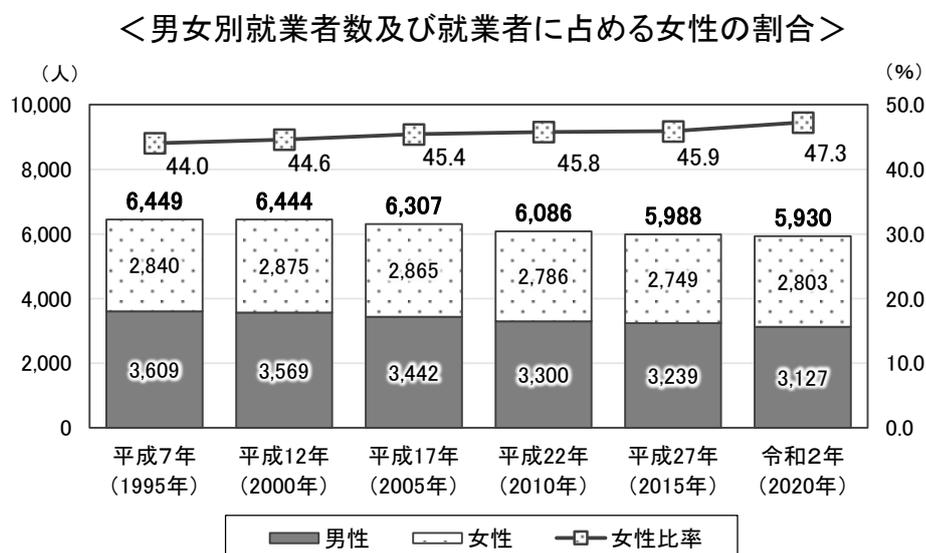
＜女性の労働力率(桂川町・福岡県)＞



資料：国勢調査

(2) 女性の就業状況

本町における就業者数は年々減少傾向にありますが、就業者に占める女性の割合は増加傾向にあり、令和2年には47.3%となっています。

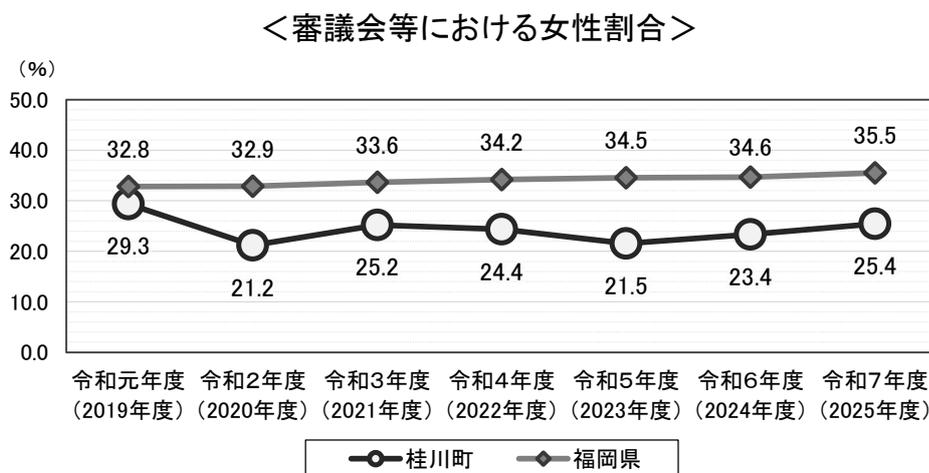


4 地域における男女共同参画の状況

(1) 審議会等への女性の登用状況

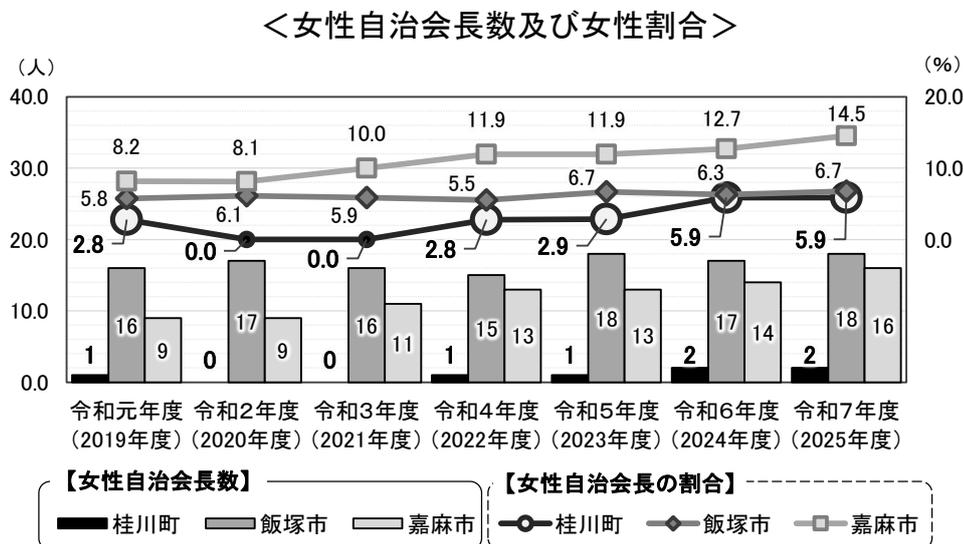
本町の審議会等における女性委員の登用率は常に3割を下回って推移しています。

令和7年度では25.4%となっており、福岡県全体の35.5%と比較すると10.1ポイント低い状況となっています。



(2) 女性自治会長数とその割合

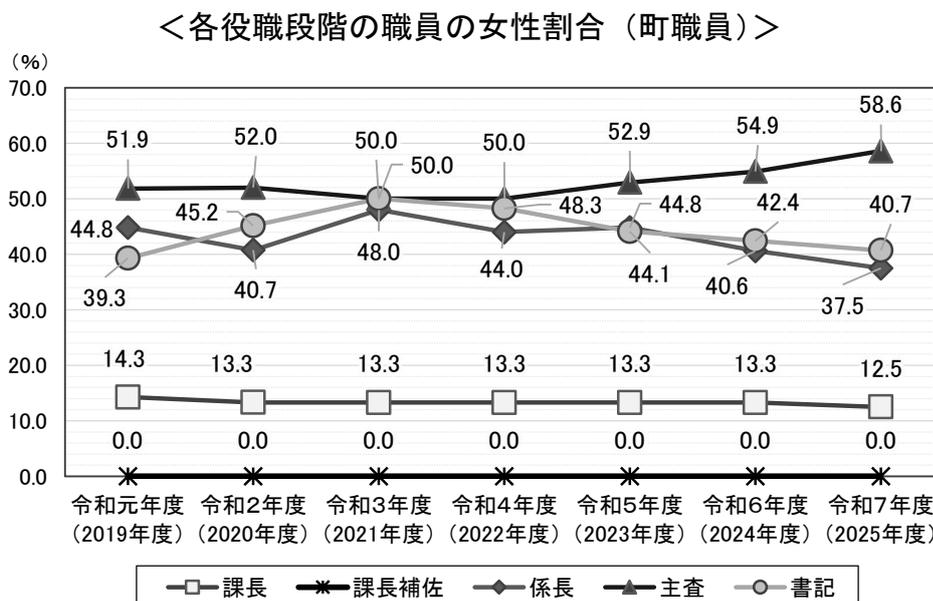
本町における女性自治会長数とその割合をみると、令和2年度及び令和3年度には女性の登用はありませんでしたが、令和7年度には2名（5.9%）となっています。令和7年度の女性登用割合を近隣自治体と比較すると、飯塚市より0.8ポイント低く、嘉麻市より8.6ポイント低い状況にあります。



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

(3) 各役職段階の職員の女性割合（町職員）

町職員における各役職段階の女性割合は、毎年度おおむね横ばいで推移しています。特に主査については、女性の割合が常に5割を超えており、令和7年度には最も高い58.6%となっています。



資料：庁内資料

(4) 女性の職業生活における活躍の状況

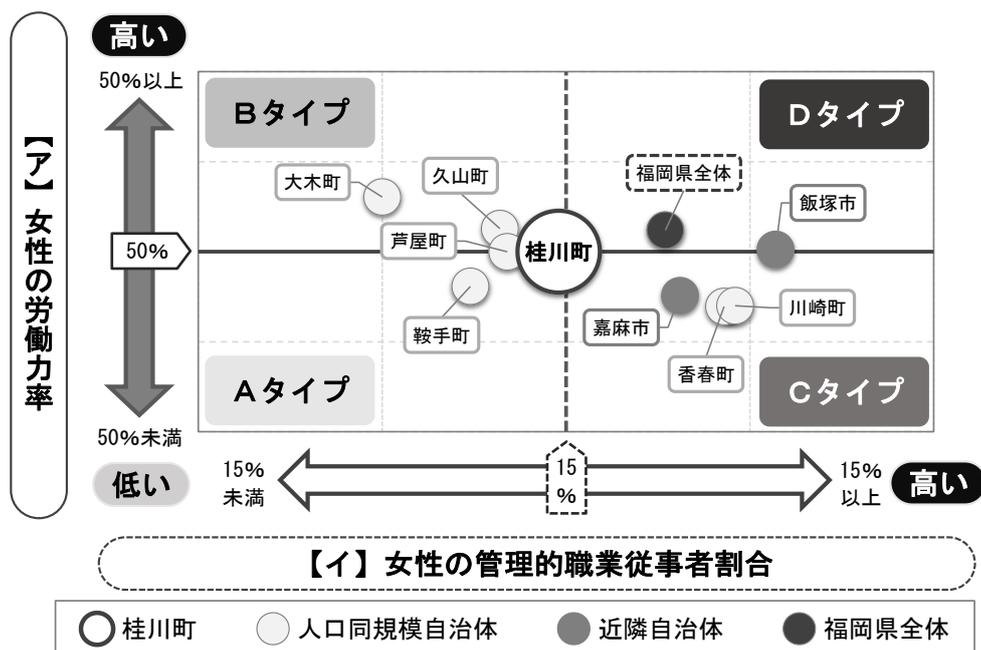
令和2年の労働力率及び管理的職業従事者割合から女性の職業生活における活躍の状況をみると、本町の女性の労働力率は50.0%、女性の管理的職業従事者割合は14.8%となっています。

女性活躍の状況を4つのタイプで分類すると、福岡県全体では「Dタイプ」と高い傾向にあります。本町は「Bタイプ」となっており、他の自治体と比較するとおおむね中間的な水準にあります。

＜女性活躍の状況に対する割合とタイプ分類＞

	【ア】女性の労働力率	【イ】女性の管理的職業従事者割合	タイプ分類	
桂川町	50.0%	14.8%	Bタイプ	Aタイプ 【ア】50%未満 【イ】15%未満 ・女性の就業や両立が進んでいない ・女性の管理者登用が進んでいない
久山町	53.2%	13.2%	Bタイプ	Bタイプ 【ア】50%以上 【イ】15%未満 ・女性の就業や両立が進む ・女性の管理者登用が進んでいない
芦屋町	50.0%	13.4%	Bタイプ	
鞍手町	45.2%	12.4%	Aタイプ	Cタイプ 【ア】50%未満 【イ】15%以上 ・女性の就業や両立が進んでいない ・女性の管理者登用が進む
大刀洗町	57.5%	13.7%	Bタイプ	
大木町	57.6%	10.0%	Bタイプ	Dタイプ 【ア】50%以上 【イ】15%以上 ・女性の就業や両立が進む ・女性の管理者登用が進む
香春町	42.4%	19.3%	Cタイプ	
川崎町	42.5%	19.6%	Cタイプ	
飯塚市	50.3%	20.7%	Dタイプ	
嘉麻市	43.9%	18.1%	Cタイプ	
福岡県全体	53.0%	17.7%	Dタイプ	

＜女性活躍の状況のタイプ別比較＞



資料：国勢調査

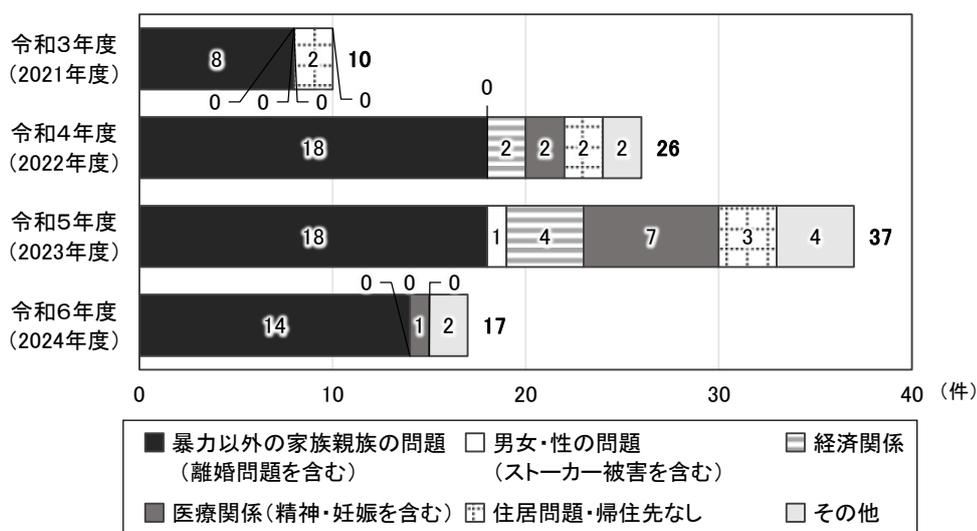
5 困難な問題を抱える女性をめぐる状況

(1) 女性相談室が受けた相談件数

本町における『女性のための相談室』への年度別相談件数は、令和3年度の事業開始後から、10件程度で経過しています。

相談内容別にみると、各年度を通じて「暴力以外の家族の問題（離婚問題を含む）」に関する相談が最も多くなっています。

＜女性相談室が受けた相談内容＞



資料：庁内資料

(2) 配偶者暴力に係る相談件数

DVに関する相談件数（女性相談室での相談を除く）は、令和6年度において5件となっています。

＜DVに関する相談件数＞

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
DVに関する相談件数	0	4	1	1	4	6

資料：庁内資料

(3) 女性相談室における女性相談員数

女性相談室における女性相談員数は、令和3年度の設置以降、非常勤の保健師（委託）1名により対応しており、月2回の面談を実施しています。

第2節 住民意識アンケート調査結果から見た現状と課題

1 調査の概要

本調査は町民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、桂川町における男女共同参画に関する取組の充実と、本計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 調査の概要

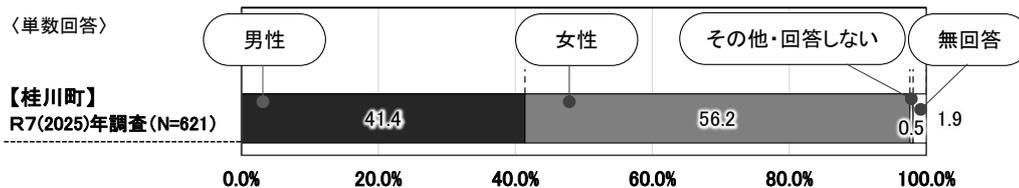
調査地域	桂川町全域
調査対象	桂川町に居住する18歳以上の町民2,000人
調査期間	令和7年8月22日～令和7年9月19日
調査方法	郵送による配布・回収、またはWebによる回答

■ 配布数及び回収数

【A】 配布数(件)	回収状況			【B/A】 回収率 (%)
	郵送	Web	【B】 有効回収数(件)	
2,000	459	162	621	31.1

回答者の性別は「女性」が56.2%、「男性」が41.4%となっています。

<回答者の性別>



本調査結果との比較において引用する、各調査については以下のとおりです。

■ 引用元の調査について

	本計画書における表記	引用元の調査名	調査実施年月
福岡県	【福岡県】 R6(2024)年調査	男女共同参画社会に向けての意識調査	令和6年12月
全国	【全国】 R6(2024)年調査	男女共同参画社会に関する世論調査	令和6年9月

※桂川町の経年比較については、第2期基本計画策定時に行った町民アンケート調査(令和2年8月～9月実施)を引用し、「前回調査」または「【桂川町】R2(2020)年調査」と表記しています。

2 調査結果から見る現状と課題

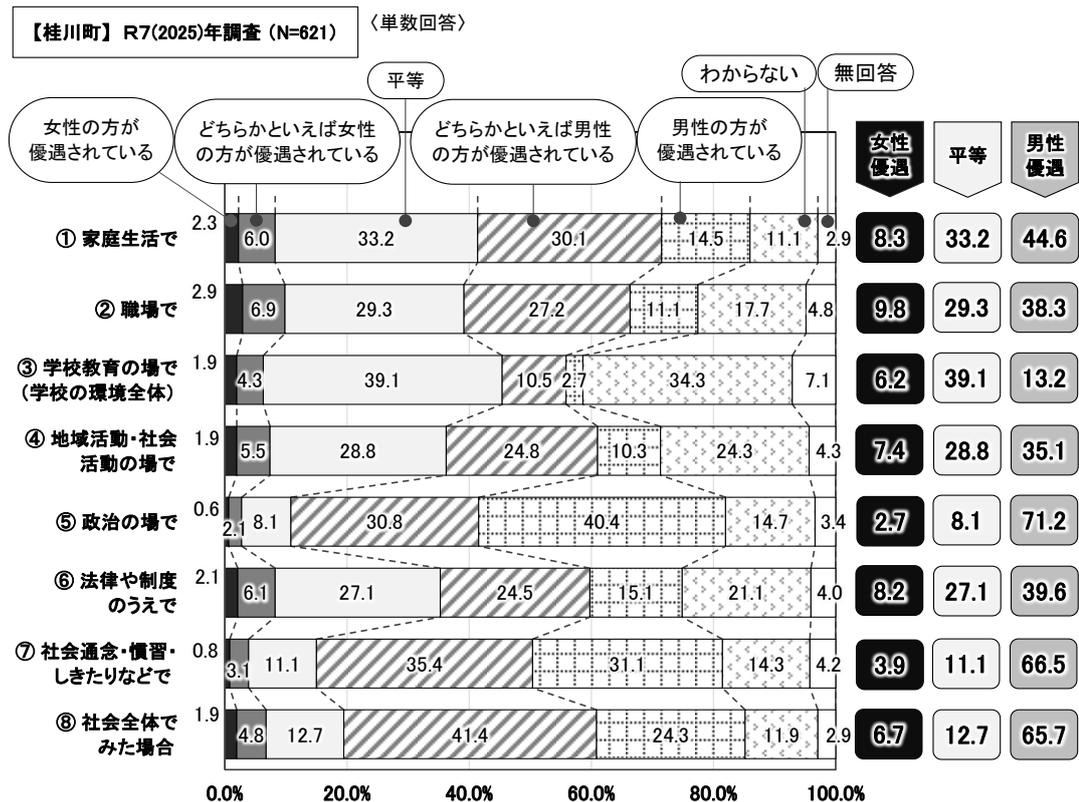
(1) 男性の意識と家庭の役割

① 男女の地位は平等だと思うか

社会のさまざまな場面における男女の地位について尋ねたところ、「平等である」と回答した割合が最も高かったのは「③学校教育の場で(学校の環境全体)」で39.1%でした。一方、学校教育の場を除くすべての場面で『男性優遇』と感じる割合が高い結果となり、依然として男女の地位に格差を感じている住民が一定数存在することがうかがえます。

また、『女性優遇』とする回答はいずれの場面でも10%未満であり、最も高かった「②職場で」においても9.8%にとどまっています。これらの結果から、町民の多くが男女の地位について依然として不平等感を抱いている状況が確認され、今後も男女共同参画の推進に向けた取組が求められることが示されています。

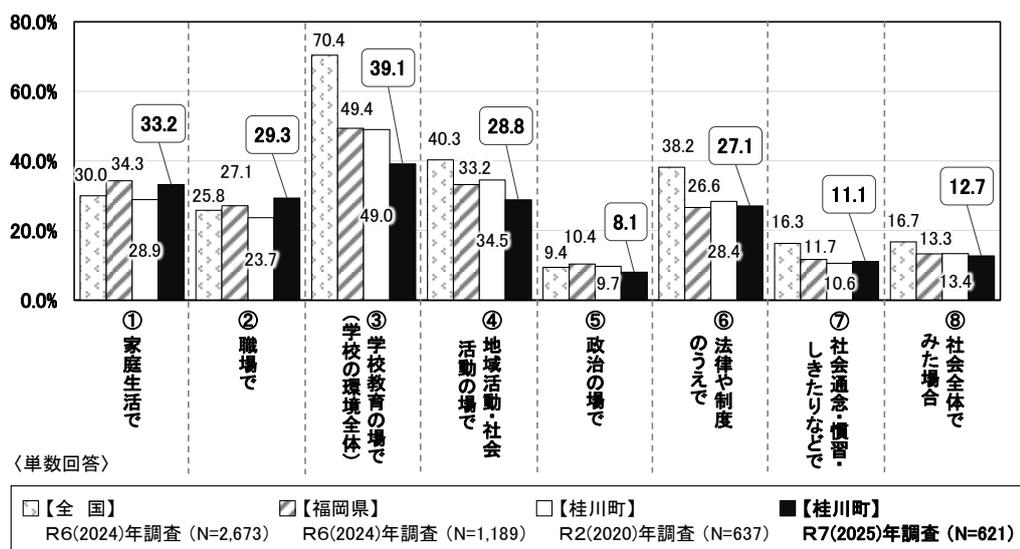
<男女の地位の平等感>



※『男性優遇』は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計
 ※『女性優遇』は「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計

前回調査と比較すると、「①家庭生活で」「②職場で」「⑦社会通念・慣習・しきたりなどで」では「平等」とする割合が増加しました。一方、「③学校教育の場で（学校の環境全体）」では減少し、福岡県より 10.3 ポイント、全国より 31.3 ポイント低い結果となっています。

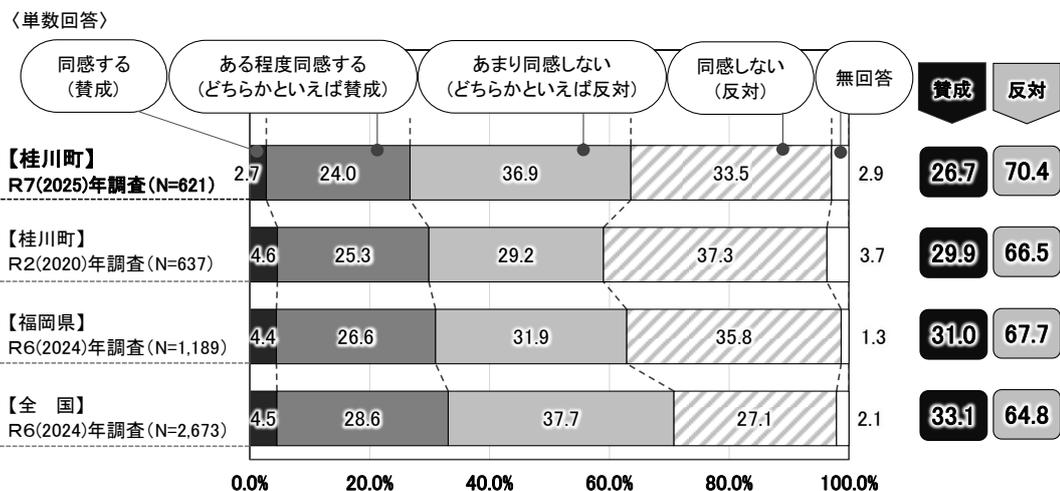
<男女の地位が「平等」であると思う割合（国、県、前回調査との比較）>



② 「男は仕事、女は家庭」という考え方への意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方について『反対』と回答した割合が7割を超え高くなっており、前回調査から 3.9 ポイント増加しています。また、福岡県や全国と比較しても『反対』の意識を持つ割合は高い傾向にあります。

<「男は仕事、女は家庭」という考え方への意識（前回調査、県、国との比較）>

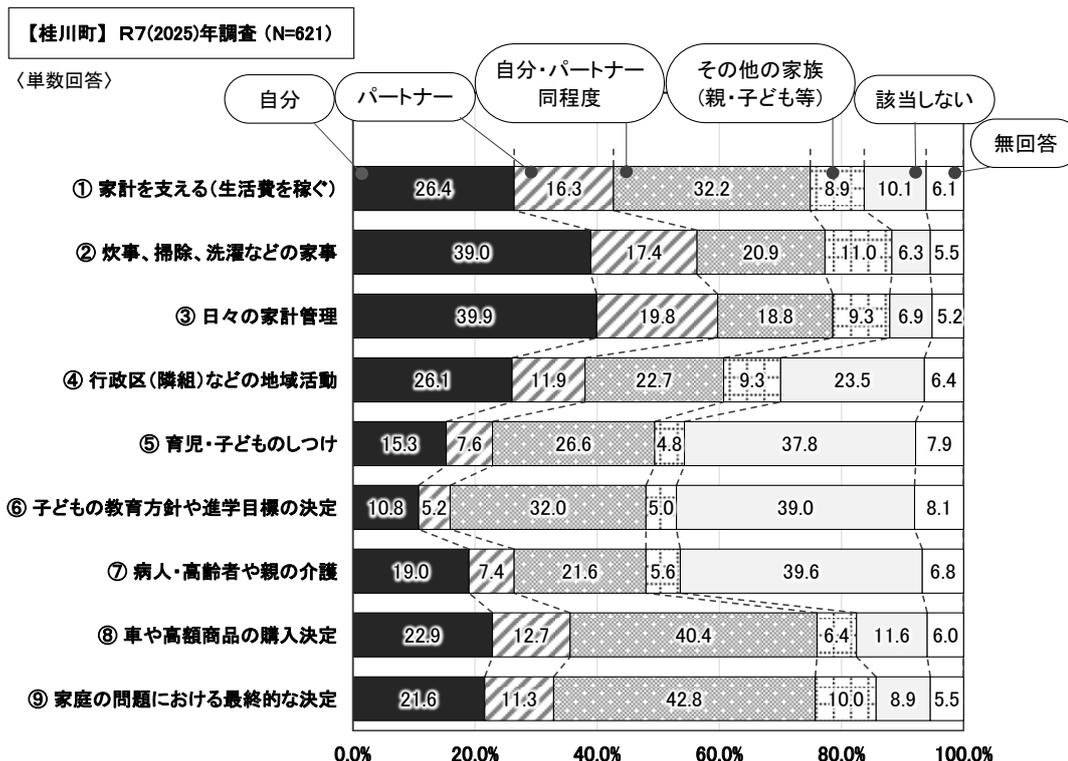


※『賛成』は「同感する(賛成)」と「ある程度同感する(どちらかといえば賛成)」の合計
 ※『反対』「同感しない(反対)」と「あまり同感しない(どちらかといえば反対)」の合計

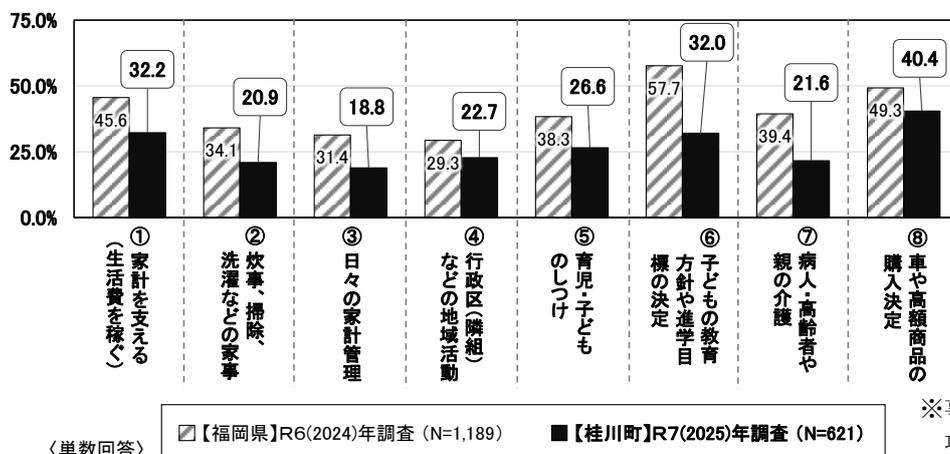
③ 家庭における役割分担の現状

家庭における役割分担では、「自分・パートナー同程度」と回答した割合が最も高かったのは「⑧車や高額商品の購入決定」「⑨家庭の問題における最終的な決定」で、いずれも4割を超えています。一方、県との比較では全項目において下回る結果となり、特に「⑥子どもの教育方針や進学目標の決定」では25.7ポイントの差がみられました。

＜家庭における役割分担＞



＜役割分担が「自分・パートナー同程度」と回答した割合の比較 (県との比較)＞

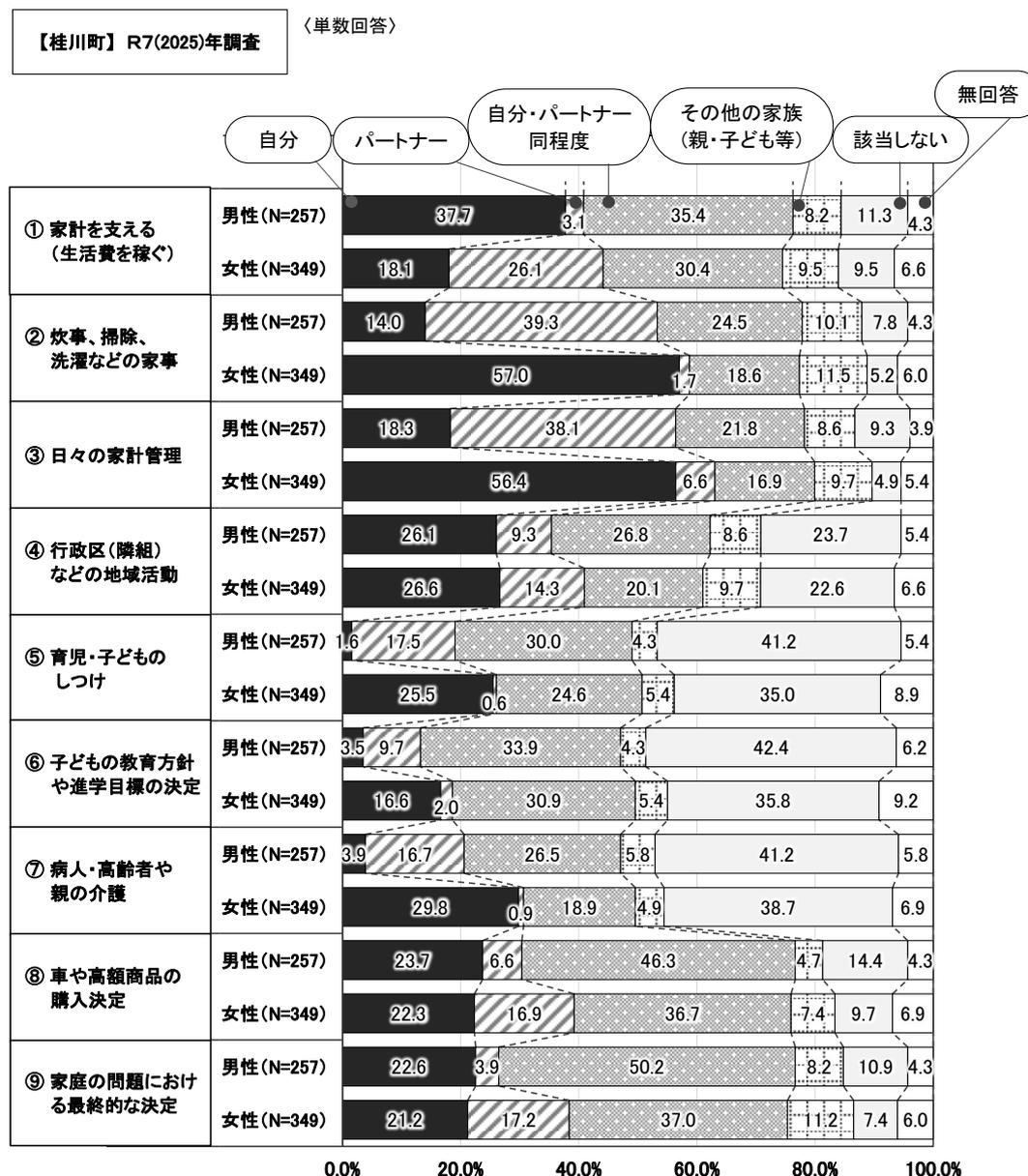


※「①家計を支える(生活費を稼ぐ)」については、福岡県R6(2024)年調査における「貯蓄・投資などの生活設計」の結果から引用・比較

※「④行政区(隣組)などの地域活動」の比較については、福岡県R6(2024)年調査における「町内会・自治会などへの会合への参加」の結果から引用・比較

家庭における役割分担を男女別で比較すると、「①家計を支える（生活費を稼ぐ）」と回答した割合は女性よりも男性が高くなっている一方で、「②炊事、掃除、洗濯などの家事」「③日々の家計管理」「⑤育児・子どものしつけ」「⑥子どもの教育方針や進学目標の決定」「⑦病人・高齢者や親の介護」といった、家庭内の主な役割の多くを女性が担っている傾向にあります。

<家庭における役割分担(男女別)>

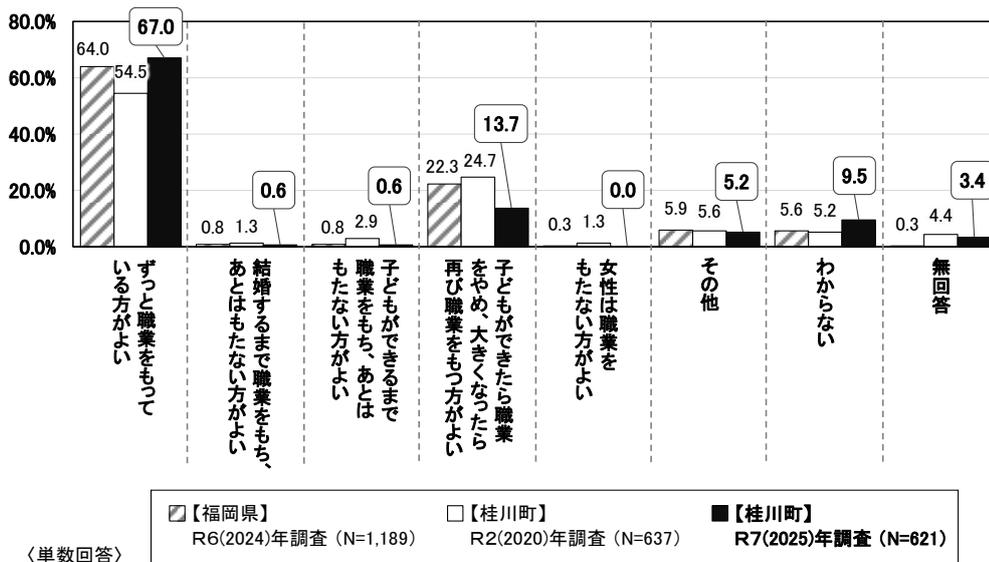


(2) 働き方と家庭生活の両立

① 女性が働くことへの意識

女性が職業をもって働くことについて、「ずっと職業をもっている方がよい」と考える割合は67.0%となり、前回調査から12.5ポイント増加しています。また、今回調査の傾向は福岡県の結果とも概ね一致しており、女性の継続就労に対する肯定的な意識が広がっていることがうかがえます。

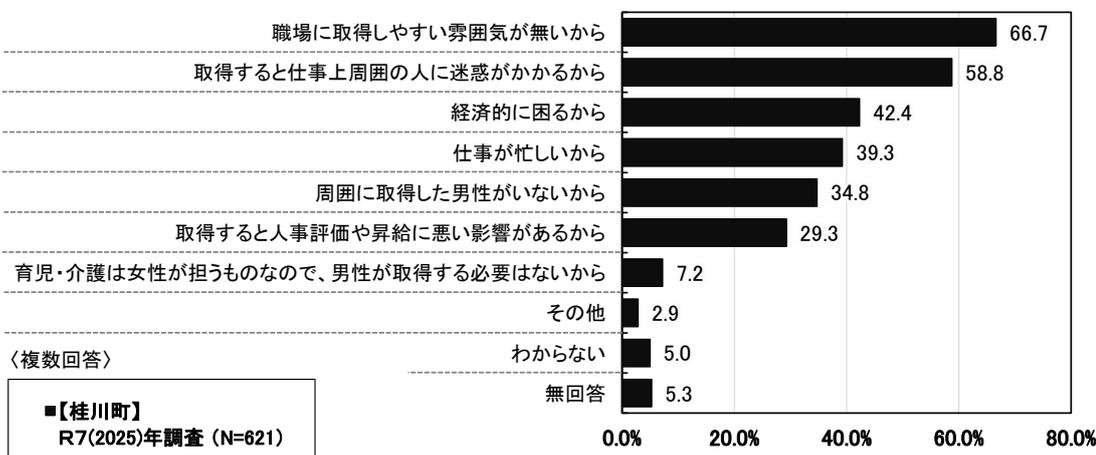
＜女性が職業をもつことについて（県、前回調査との比較）＞



② 男性の育児・介護休業を妨げる要因

男性の育児・介護休業を妨げる要因として最も高いのは「職場に取得しやすい雰囲気が無いから」が66.7%となっており、次いで「取得すると仕事上周围の人に迷惑がかかるから」が58.8%と続いています。

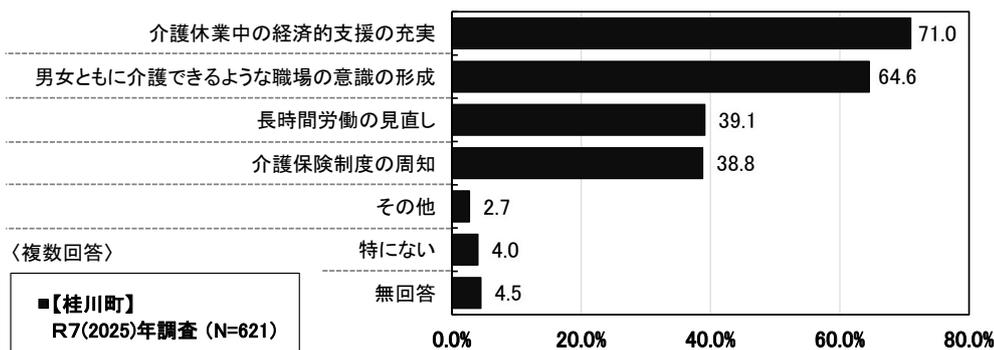
＜男性の育児・介護休業を妨げる要因＞



③ 仕事と介護を両立するために必要なこと

仕事と介護を両立するために必要な取組としては、「介護休業中の経済的支援の充実」が71.0%と最も高く、次いで「男女ともに介護できるような職場の意識の形成」が64.6%となっています。

＜仕事と介護を両立するために必要なこと＞

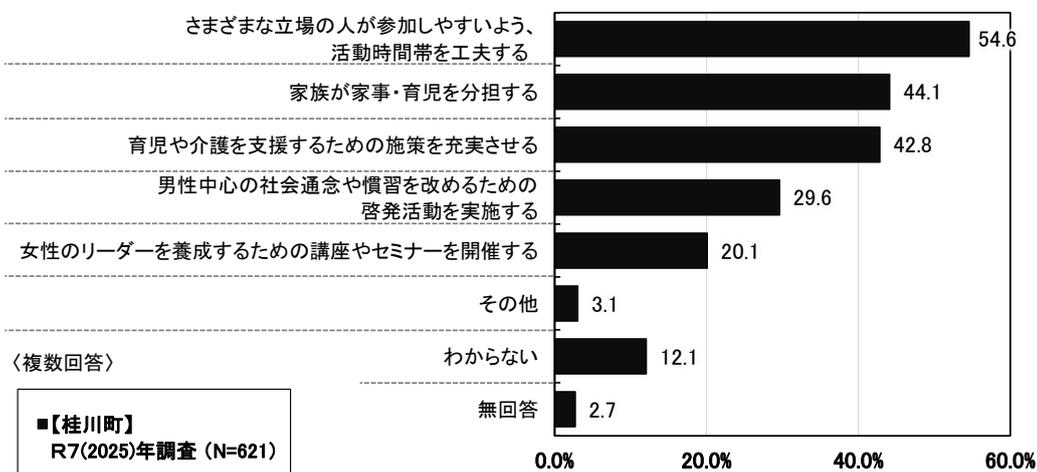


(3) 地域と社会での男女共同参画

① 地域活動における女性リーダーを増やすには

地域活動における女性リーダーを増やすために必要な取組としては、「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」が54.6%と最も多く、次いで「家族が家事・育児を分担する」(44.1%)、「育児や介護を支援するための施策を充実させる」(42.8%)が続いています。女性が地域で活躍しやすい環境づくりのため、多様な参加形態への配慮や家庭内外の支援の重要性が示されています。

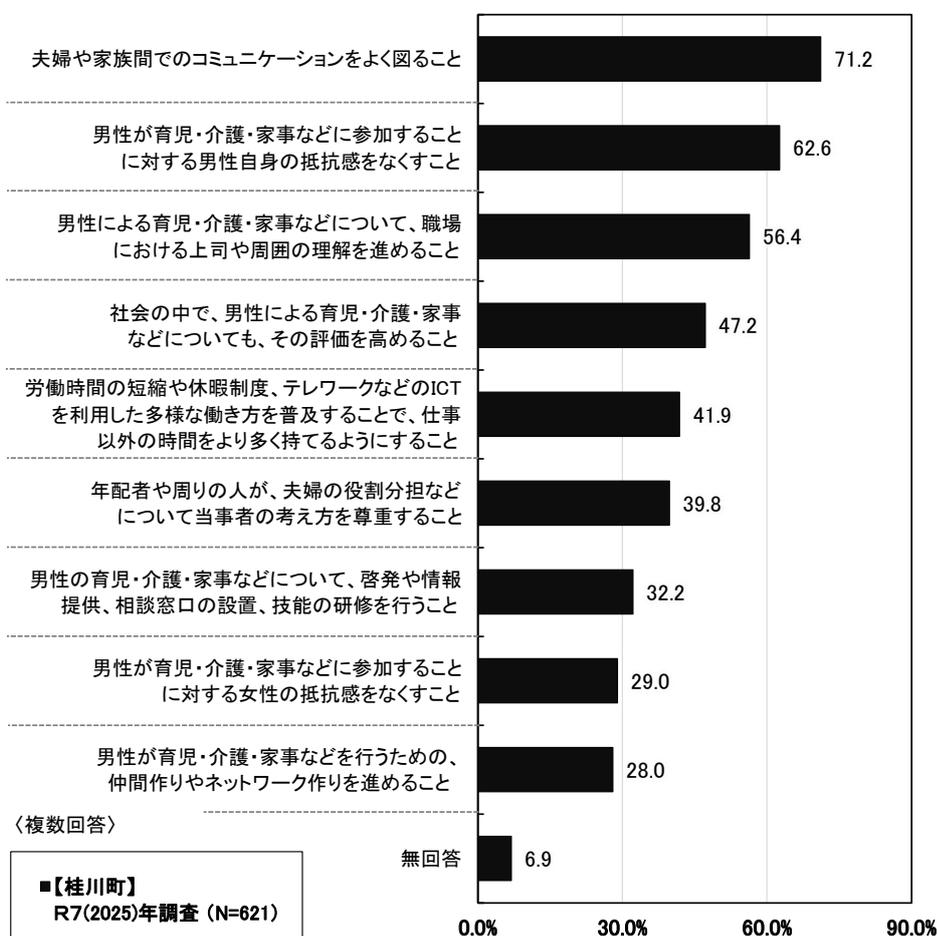
＜地域活動における女性リーダーを増やすために必要なこと＞



② 男性が家事・育児・介護・地域活動に参加するために必要なこと

男性が家事や育児、地域活動に参加するために必要なこととしては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が71.2%と最も高く、次いで「男性が育児・介護・家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(62.6%)、「男性による育児・介護・家事などについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」(56.4%)が続いています。家庭内の話し合いと意識改革、そして職場環境づくりが、男性の参画を広げる鍵となっていることが示されています。

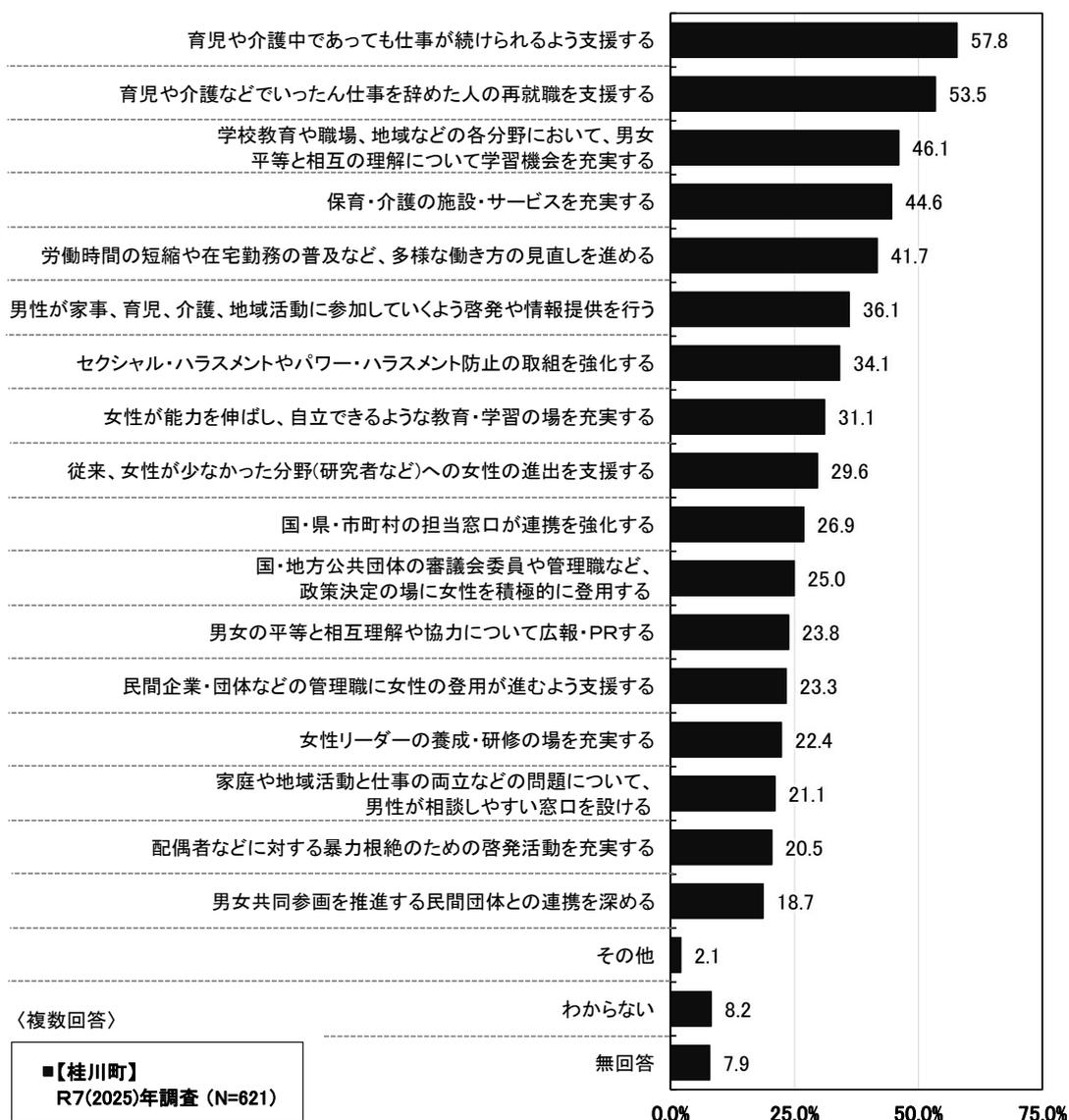
<男性が家事・育児・地域活動に参加するために必要なこと>



③ 男女共同参画社会を実現するために必要な取組

男女共同参画社会の実現に向けて必要とされる取組としては、「育児や介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」や「育児や介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」がいずれも5割を超え、特に高い割合となっています。育児・介護中の就労を支える環境整備や、働き続けることへの周囲の理解促進等、家庭と仕事の両立を支える施策が求められていることがうかがえます。

<男女共同参画社会を実現するために必要な取組>

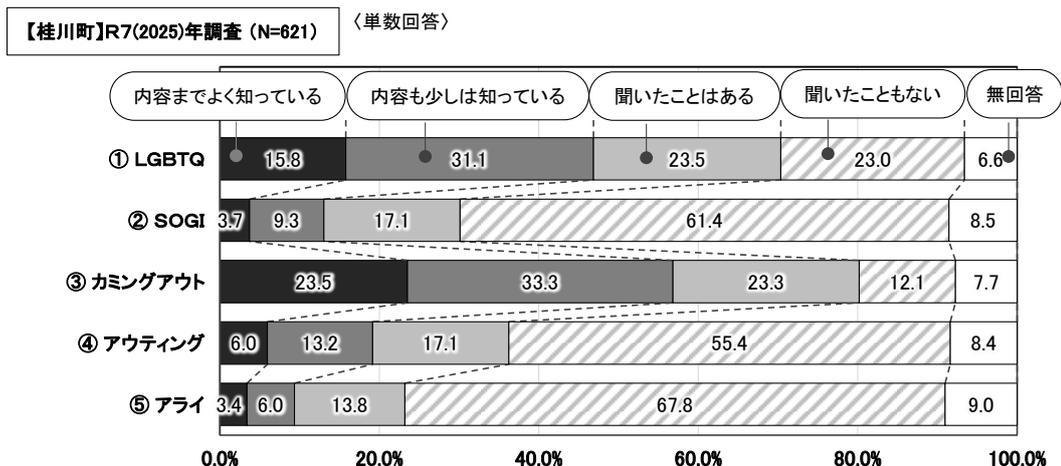


(4) 多様な性への理解と共生

① 性の多様性に関する言葉の認知度

性の多様性に関する用語について、「内容までよく知っている」と回答した割合は「③カミングアウト³」が23.5%と最も高く、次いで「①LGBTQ¹」が15.8%となっています。一方で、「⑤アライ⁵」「②SOGI²」「④アウトティング⁴」では「聞いたこともない」が5割を超え、認知の低さがうかがえます。

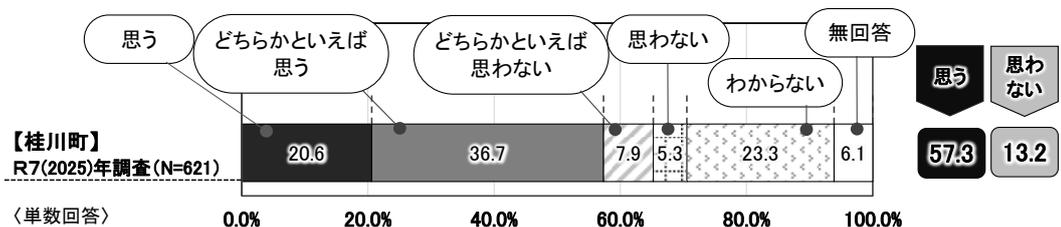
<性の多様性に関する言葉の認知度>



② LGBTQ等の性的マイノリティに対する偏見・差別の認識

性的マイノリティ⁶の方々にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思うか尋ねたところ、『思う』と回答した割合は57.3%となっており、『思わない』を上回る結果となりました。町民の多くが、依然として偏見や差別の存在を認識している状況がうかがえます。

<性的マイノリティにとって生活しづらい社会だと思うか>



※『思う』は「思う」と「どちらかといえば思う」の合計
 ※『思わない』は「思わない」と「どちらかといえば思わない」の合計

¹ LGBTQ：性的少数者の総称のひとつ

² SOGI：性的指向、性自認の英訳の頭文字を取った、人の属性を表す略称。すべての人が対象

³ カミングアウト：本人が自分の性的指向や性自認を表明すること

⁴ アウトティング：本人の同意を得ずに、公にしている本人の性的指向や性自認の秘密を第三者に話してしまうこと

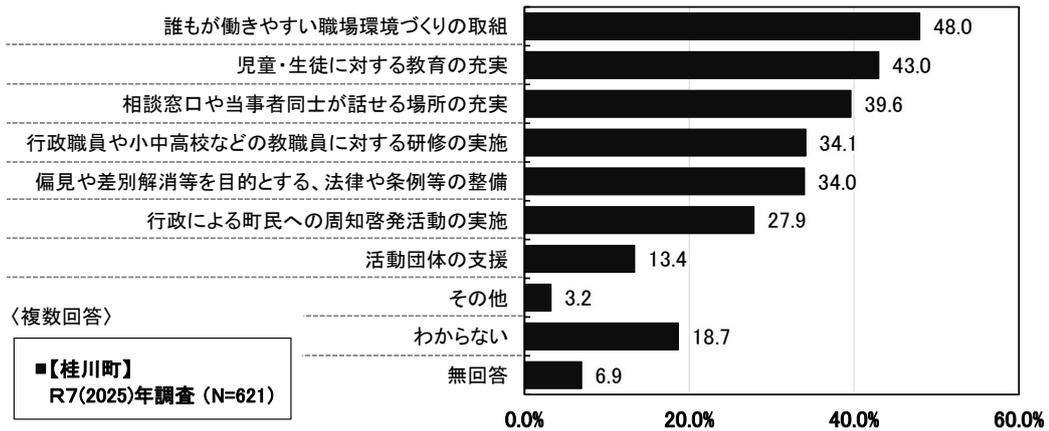
⁵ アライ：多様な性のあり方を理解し応援する人

⁶ 性的マイノリティ：性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。「性的少数者」「LGBTQ」とも表す

③ 性的マイノリティが暮らしやすくなるための対策

性的マイノリティが暮らしやすくなるために必要な対策では、「誰もが働きやすい職場環境づくりの取組」が48.0%と最も高く、次いで「児童・生徒に対する教育の充実」(43.0%)、「相談窓口や当事者同士が話せる場所の充実」(39.6%)が続いています。

<性的マイノリティが暮らしやすくなるために必要な対策>



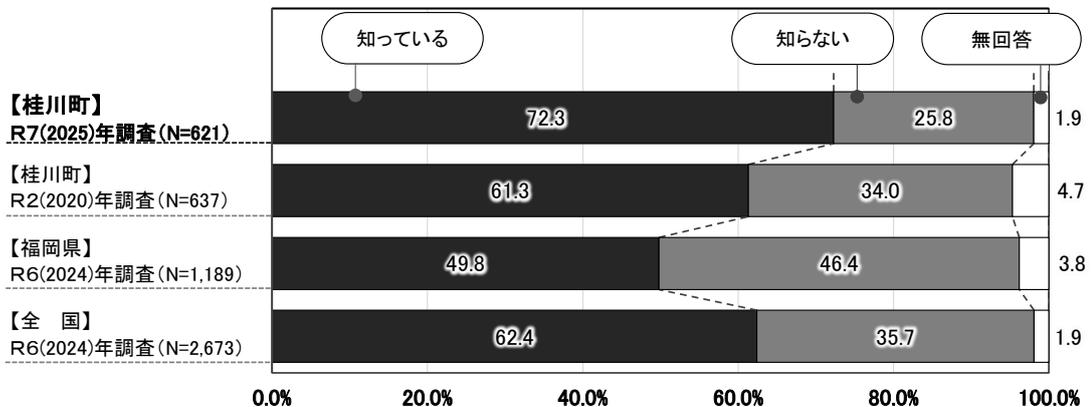
(5) 暴力・困難を抱える女性への支援

① DV相談窓口の認知度

DVに関する相談窓口の認知度について「知っている」と回答した割合が7割を超え、前回調査から11ポイント上昇しました。また、福岡県や全国と比較しても高い認知度となっています。

<DVに関する相談窓口の認知度（前回調査、県、国との比較）>

<単数回答>

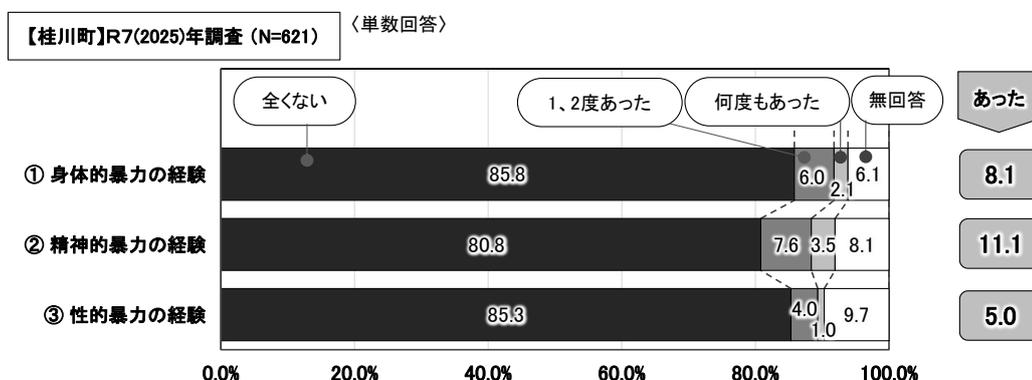


② DV被害の経験

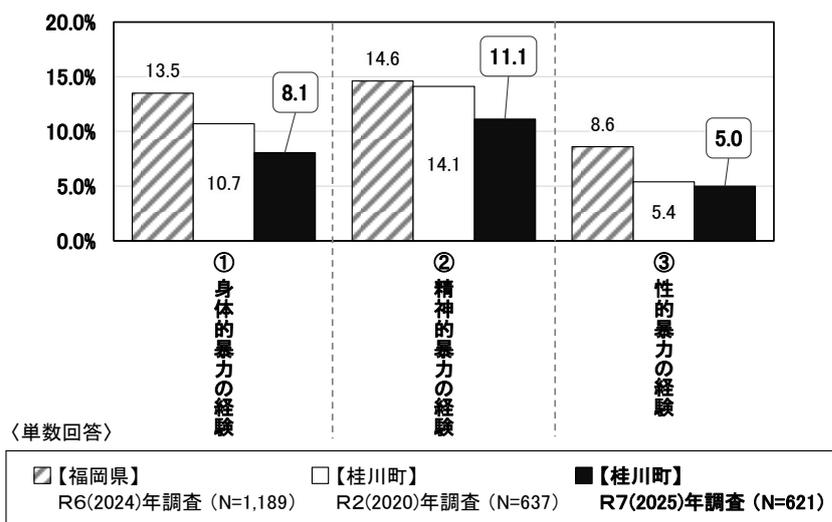
DV被害の経験では、いずれの項目でも「全くない」が最も高い一方、『あった』と回答した割合は「②精神的暴力の経験」において11.1%と最も高くなっています。

また、被害経験が「あった」と回答した割合は前回調査と比べ「①身体的暴力」は2.6ポイント減、「②精神的暴力」は3ポイント減、「③性的暴力」は0.4ポイント減といずれも低下し、福岡県よりも低い水準にあります。これらの結果から、町におけるDV被害の顕在化は一定程度抑制されている一方、精神的暴力の割合が相対的に高く、見えにくい被害への継続的な支援や相談体制の充実が引き続き求められることが示唆されます。

<DV被害の経験>



<DV被害の経験が「あった」と回答した割合（県、前回調査との比較）>

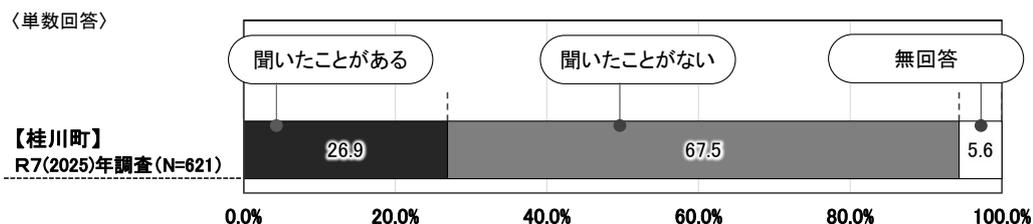


※『あった』は「1、2度あった」と「何度もあった」の合計

③ 困難な問題を抱える女性支援法の認知度

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律については、「聞いたことがない」と回答した割合が67.5%と最も高くなっています。

＜困難な問題を抱える女性支援法について聞いたことがあるか＞

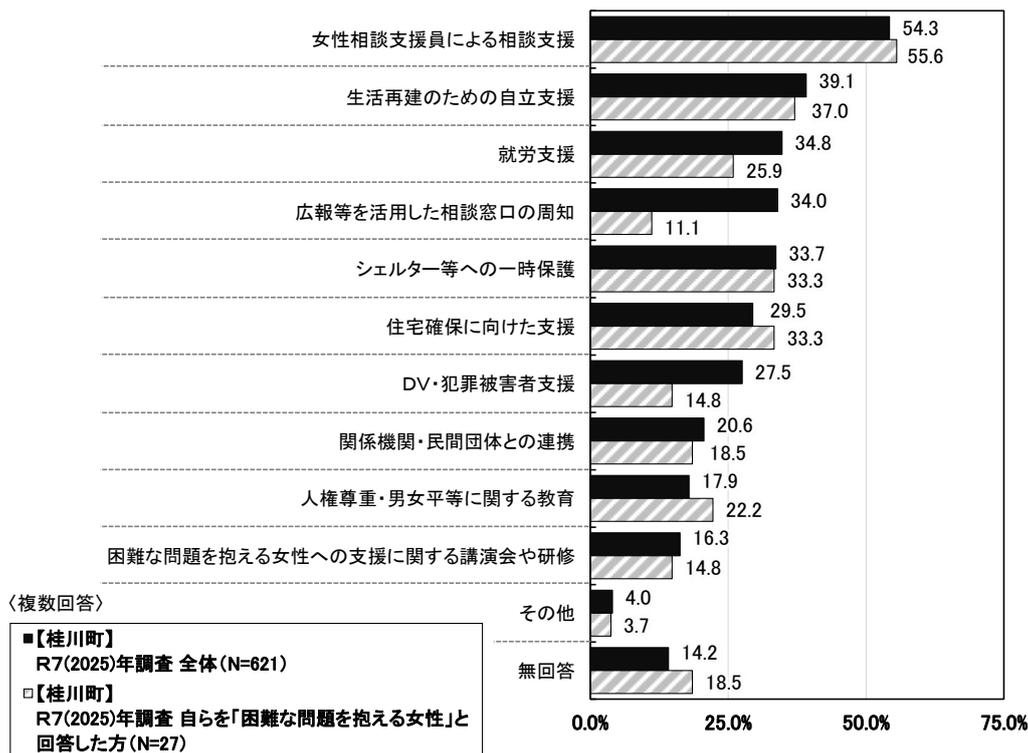


④ 困難な問題を抱える女性への支援に有効な取組

困難な問題を抱える女性への支援として有効だと考える取組では、「女性相談支援員による相談支援」が5割を超えて最も高く、「生活再建のための自立支援」(39.1%)、「就労支援」(34.8%)が続いています。

また、自らを「困難な問題を抱える女性」と回答した方においても、「女性相談支援員による相談支援」や「生活再建のための自立支援」が高い一方、「シェルター等への一時保護」や「住宅確保に向けた支援」がともに33.3%と、「就労支援」(25.9%)を上回る結果となっています。

＜困難な問題を抱える女性への支援に有効な取組＞



第3節 関係団体ヒアリング調査結果から見た現状と課題

本町における男女共同参画の現状や課題を把握し、施策に的確に反映させるために、女性団体、人権啓発団体、子育て支援団体、社会福祉団体、地域経済団体に対してヒアリング調査を実施し、各団体から寄せられた意見や課題を整理しました。

1 労働環境について

団体	意見や課題
地域経済団体	管理職や役員における女性登用が進んでいないことや、女性の起業割合が5%程度にとどまっている現状が指摘されました。
子育て支援団体	近年、父親による育児休業の取得が増えてきている一方で、復職後に本人の希望と異なる異動を命じられる等の相談が寄せられており、育休に対する理解や職場環境の整備は進みつつあるものの、取得後のキャリア形成や処遇には依然として課題が残されているとの意見がありました。

2 子育て家庭における仕事と家庭、地域生活の両立について

団体	意見や課題
地域経済団体	フレックスタイム制や在宅勤務制度を導入している事業者は現在なく、今後の導入も難しいとの見解が示されました。
子育て支援団体	かつて活動していた子育てサークルの減少により、親同士の交流機会が少なくなっていることが指摘されました。また、伝統的な考え方の影響で、母親が一人で子育てを担う家庭がある一方、父親が家事や育児に参加する家庭も増えてきているとの報告がありました。その中で、「家事や育児にどのように関わればよいかわからない」といった父親からの相談も寄せられています。これらの状況を踏まえ、子育て支援の充実と女性が社会参加しやすい環境づくりを進めるとともに、夫婦が話し合いによって役割を決められる環境を整えることの重要性が強調されました。
女性団体	法制度の整備に伴い女性の社会進出が進み、共働きが経済的に必要となる一方で、男性も家事や育児に参加しなければ家庭生活が成り立たない状況が広がっており、意識の変化が少しずつ見られるとの意見がありました。

3 困難な問題を抱える女性について

団 体	意見や課題
子育て支援団体	虐待とまではいかないものの、生活状況が良くない家庭があり、対応に苦慮するケースがあるとの意見がありました。
社会福祉団体	令和7年度に生活困窮に関する相談が4件寄せられたこと、公営住宅やフードバンク等、緊急的に利用できる支援策の必要性が示されました。
人権啓発団体	困難な問題を抱える女性への支援については、一団体での対応は難しく、複数の機関・団体との連携が不可欠であるとの認識が示されました。

4 男女共同参画の推進に向けた取組について

団 体	意見や課題
子育て支援団体	子どもを預かる仕組みの整備が女性の社会進出につながるとの意見がありました。
女性団体	女性が政治分野に参画できるようクオータ制 ⁷ の導入を求める声や、町におけるワーク・ライフ・バランスの成功事例の周知を求める意見、また意識改革のための教育や講演会等、普及啓発活動の重要性が指摘されました。
社会福祉団体	町が主体となって講演会や啓発の場を設けることにより住民の関心を高める必要があり、その際は関係団体として協力したいとの意見がありました。
人権啓発団体	町民の理解を深めるために即効性のある施策はなく、地道で継続的な取組が重要であるとの意見が示されました。

⁷ 格差是正のために人種や性別などを基準にして一定の人数や比率を割り当てる制度

第4節 第2期施策の実施状況及び課題

基本目標1 互いに認め合い尊重し合う社会づくり

町では、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、男女共同参画社会の理念や内容について、わかりやすい広報や意識啓発に取り組みました。また、福岡県ジェンダー平等フォーラムの同時視聴会場を設置し、近隣市と連携して講演会を開催するなど、地域全体での理解促進を図りました。

教育分野では、発達段階に応じた道徳授業や日常の学習活動を通じて、男女の平等や相互理解・協力に関する指導を行いました。また、教育職員自身が男女平等の意識を高められるよう、外部研修や校内研修を実施しました。

健康施策としては、国の指針に基づき乳がん・子宮がん検診を2年に1回実施し、骨粗鬆症検診については年3回実施しました。さらに、日曜日の検診日には託児サービスを設け、受診しやすい環境の整備に努めました。

加えて、女性のための相談室を月2回開設し、相談体制の充実を図りました。また、児童虐待防止に向けたチラシを配布し、家庭や地域における意識向上を推進しました。

■ 課題と方策

課題	方策
男女共同参画の理念が日常生活や地域活動の中に十分に浸透していないこと	男女共同参画の理念に関する周知
若年層を含む幅広い世代への働きかけが不足していること	幅広い世代への意識啓発の推進
相談や検診等の施策の利用者層が限定的であること	利用促進に向けた周知の強化
誰もが利用しやすい仕組みづくりが十分ではないこと	誰もが利用しやすい体制づくりの推進

基本目標2 仕事も家庭もともに担う社会づくり

町では、事業所に対して、仕事と家庭の両立を支える環境整備や職場風土づくりに向けた啓発・情報提供に努めました。あわせて、町職員においてもワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、職場環境の整備を進めました。

また、職場における労働条件や労働環境に関する相談体制の充実を図りました。さらに、育児や介護にかかる休暇制度について対象職員への周知を行い、取得を推進しました。

子育て支援の分野では、令和7年度に幼保連携型認定こども園「きのみの森こども園」の整備を進めるとともに、公立土師保育所と桂川幼稚園を一体化した公立幼保連携型認定こども園

も園の建設に向けた取組を行いました。あわせて、第2子以降の保育料無償化を実施し、令和8年度からは「こども誰でも通園制度」が施行されます。(予定)

さらに、国や県から提供された各種ハラスメント防止に関するチラシ等を窓口に配架し、町民への周知啓発を図りました。

■ 課題と方策

課 題	方 策
町内事業所へ、イクボス宣言を呼びかける必要がある	産業振興課や商工会と連携した事業所への働きかけ、及び、イクボス研修会の実施
男性の育児休暇等取得者の少なさ	育児・介護休暇制度の利用促進
生活講座、育児講座、介護講座における参加者の女性への偏り	男性の参加促進に向けた講座内容や開催方法の工夫と広報の強化

基本目標3 地域社会に積極的に参画する社会づくり

事業所や地域活動団体に対して、男女共同参画推進の重要性や必要性について理解を深めてもらうため、さまざまな活動の場で男女平等の意識が浸透するよう、継続的な啓発活動や情報提供を行いました。

また、近隣市と連携し、男女ともにキャリアアップできることを目的とした研修を定期的実施し、職員の意識醸成を図っています。さらに、地域防災計画や各種対応マニュアルの策定にあたっては、男女双方の職員の意見を取り入れ、計画に反映するよう努めています。自主防災組織や地域の防災活動においても男女共同参画を促進するとともに、女性消防団員の確保を進めています。

加えて、地域に暮らす外国人との相互理解を深め、地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を図るため、通訳サービスを導入しました。さらに、例年開催している市民講座「人権講演会」(7月)や人権・同和問題地域懇談会(10月)では、ジェンダー・高齢者・外国人差別等をテーマに取り上げています。

■ 課題と方策

課 題	方 策
各種協議会等における男女比率の偏り	委員選出時における男女比率への配慮と多様な人材登用の推進
住民課窓口における通訳サービスの未利用	通訳サービスの周知強化と外国人住民への情報提供の充実

第5節 男女共同参画の推進に係る課題の整理

課題1 多様な働き方・生き方を選択できる環境づくりの促進

少子高齢化が進行するなかで、働き手の確保と、誰もが能力を発揮できる環境の整備が求められています。女性の就業率は向上しているものの、職場や家庭における固定的な性別役割意識は依然として存在しています。

例えば、家庭内の役割分担において「自分・パートナー同程度」と回答した割合は県平均を下回っており、意思決定や家事・育児の担い方に偏りがみられます。また、女性の社会参画では、令和7年度の審議会等における女性委員登用率が25.4%と県平均(35.5%)を下回り、自治会長の女性比率も5.9%にとどまるなど、地域の意思決定の場における女性の参画は十分とはいえません。

さらに、働き方の面では、男性の育児・介護休業を妨げる要因として「職場に取得しやすい雰囲気がない」が66.7%と最も高く、「家事・育児・介護への参加に対する男性自身の抵抗感をなくすことが必要」とする回答も6割を超えています。

こうしたことから、働きやすい職場環境の整備、男女が協力しやすい家庭環境づくり、地域での多様な参画モデルの提示等、個人の意思と能力が発揮されやすい仕組みを一層進めていくことが重要な課題となっています。

課題2 誰もが安心して暮らせる相談・支援体制の充実

女性相談室の相談件数は、令和3年度の事業開始後から10件程度で経過しています。今後も、支援ニーズを的確に把握し、継続的な支援体制の強化が求められます。

DV被害経験の割合は前回調査より低下しているものの、「精神的暴力の経験」が11.1%と相対的に高く、暴力が見えにくい形で存在している可能性が示唆されます。さらに、「困難な問題を抱える女性支援法」については67.5%が「聞いたことがない」と回答しており、制度の認知度に課題があります。

関係団体ヒアリングでも、虐待には至らないが、生活困窮や家庭内の問題等、支援が必要なケースが複数報告されており、公営住宅や食糧支援等の緊急的な対応が求められていることが示されました。また、複数機関による連携の必要性も指摘されています。

これらの状況から、支援につながりやすい相談体制、窓口情報や制度のわかりやすい周知、さらに行政・関係団体の連携強化等、安心して暮らせる環境整備が重要な課題となっています。

課題3 多様性を尊重し合う意識・文化を育むための取組の強化

男女の地位に関する意識では、学校教育の場を除くすべての場面で「男性優遇」と感じる割合が高く、性別による不平等感が依然として残っています。「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する回答が高いものの、家庭生活においては、性別に基づく役割分担意識が残っている状況がうかがえます。

また、性の多様性に関する用語の認知度をみると、「SOGL」「アウティング」「アライ」等、半数以上が「聞いたこともない」と回答しており、性的マイノリティに関する理解は十分とは言えません。市民の57.3%が「性的マイノリティにとって生活しづらい社会」と感じている一方で、具体的な対策や知識の浸透が進んでいない状況が示されています。

さらに、自治会や地域組織における女性参画は低い水準にあり、関係団体ヒアリングでも「伝統的な価値観が残っている」「父親も家事や育児に関わりたいが、方法がわからない」といった声が寄せられました。

このような状況を踏まえると、性別や属性にかかわらず誰もが尊重される地域文化を育むため、継続的な学びや対話の場の充実、意識改革に向けた啓発、そして多様な住民が参画しやすい環境づくりを進めていくことが重要な課題となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

文化とやさしさが息づく、すべての人が安心して、 自分らしく輝けるまち “けいせん”

桂川町には、歴史に根ざした豊かな文化と、人と人とのつながりを大切にしてきた温かな風土があります。本計画では、その“けいせんらしさ”を土台に、性別にとらわれず、一人一人が尊重され、安心して自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

社会の価値観や生活様式が多様化するなかで、固定的な性別役割分担意識や、暴力・差別によって生きづらさを抱える人が取り残されない地域づくりが求められています。本町では、「文化」に象徴される豊かな地域資源を未来へつなぐとともに、「やさしさ」をキーワードに、DV防止、困難を抱える女性への支援、仕事と家庭の両立支援等、誰もが安心できる環境づくりを進めます。

また、「自分らしく輝ける」という言葉には、町民一人一人の個性や能力が発揮できる社会をつくるという、第2期基本計画の理念の継承と深化を込めています。性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向・性自認等にかかわらず、「すべての人」が自分の可能性を伸ばし、生きがいを持って暮らせるまち。それが桂川町のめざすジェンダー平等の姿です。

この基本理念は、町民、地域団体、事業者、行政が力を合わせ、互いを尊重し合いながら実現していくための道標です。文化とやさしさが息づく“けいせん”を未来につなぎ、誰もが安心して輝ける社会をめざします。

第2節 本計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて3つの基本目標を掲げ、目標ごとに「めざす姿」を設定しています。

基本目標1 性別にかかわらず、多様性が尊重される共生社会の構築

《めざす姿》

- ▷ 性別による固定的な役割意識が見直され、互いを尊重し合う文化が根付いている社会
- ▷ 教育・学習を通じて多様性への理解が深まり、子どもから大人まで誰もが自分らしく生きることができる社会
- ▷ 障がい、国籍、性的指向・性自認等さまざまな違いが尊重され、誰ひとり取り残さない社会

基本目標2 誰もが能力を発揮し、多様な働き方・生き方ができる社会の実現

《めざす姿》

- ▷ 意欲や能力が正当に評価され、性別にかかわらず自分らしい働き方・生き方を選べる社会
- ▷ 仕事と家庭、地域活動を無理なく両立できる環境が整い、誰もが安心して活躍できる社会
- ▷ 家事・育児・介護を男女が協力して担い、多様な視点が町の意思決定にも反映される社会

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現

《めざす姿》

- ▷ 暴力やハラスメントのない、安全で安心できる社会
- ▷ 困難を抱えた人が孤立せず、早期に相談・支援につながる体制
- ▷ ライフステージに応じた健康支援が充実し、生涯を通じて心身ともに健やかに暮らすことができる社会
- ▷ 男女の視点が活かされた防災・復興体制

第3節 施策の体系

<p>基本目標 1</p> <p>性別にかかわらず、多様性が尊重される共生社会の構築</p>	<p>重点目標</p> <p>1 男女共同参画に対する理解促進と意識改革</p> <p>2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進</p>	<p>施策の基本的方向</p> <p>(1) 男女共同参画に関する意識や社会慣行の見直し促進</p> <p>(2) 調査・統計データの収集と情報発信の推進</p> <p>(1) 教育・保育現場における男女共同参画の推進</p> <p>(2) 生涯学習を通じた男女共同参画の理解促進</p>
<p>基本目標 2</p> <p>誰もが能力を發揮し、多様な働き方・生き方ができる社会の実現 (女性活躍推進計画)</p>	<p>重点目標</p> <p>1 働く場における男女共同参画の促進</p> <p>2 ワーク・ライフ・バランスの確立</p> <p>3 家庭・地域・社会における男女共同参画の促進</p> <p>4 町の施策・方針決定過程への女性参画の促進</p>	<p>施策の基本的方向</p> <p>(1) 働きやすい職場環境の整備</p> <p>(2) 女性の就業継続・キャリア形成支援</p> <p>(1) 柔軟で多様な働き方の推進</p> <p>(2) 子育て・介護と両立できる環境の整備</p> <p>(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進</p> <p>(2) 地域・社会における女性の参画機会の拡大</p> <p>(1) 審議会等における女性の登用促進</p> <p>(2) 事業所等における男女共同参画の促進</p>
<p>基本目標 3</p> <p>誰もが安心して暮らすことができる社会の実現</p>	<p>重点目標</p> <p>1 あらゆる暴力の根絶(DV防止基本計画)</p> <p>2 困難な状況にある女性への支援体制の強化(困難女性支援基本計画)</p> <p>3 生涯を通じた健康支援</p> <p>4 防災・復興における男女共同参画の推進</p>	<p>施策の基本的方向</p> <p>(1) 暴力防止に向けた広報・啓発の推進</p> <p>(2) 安心して相談できる体制の整備</p> <p>(3) 暴力被害への対応体制の充実</p> <p>(4) 各種ハラスメント防止対策の推進</p> <p>(1) 早期把握と相談支援体制の強化</p> <p>(2) 自立と安心した生活の実現に向けた支援の充実</p> <p>(3) 庁内外の連携による支援推進体制の構築</p> <p>(1) ライフステージに応じた健康支援の推進</p> <p>(2) 妊娠・出産期における健康支援の充実</p> <p>(3) スポーツ活動の促進</p> <p>(1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興体制の構築</p>

第4章 施策の内容

基本目標 1 性別にかかわらず、多様性が尊重される共生社会の構築

1 男女共同参画に対する理解促進と意識改革

(1) 男女共同参画に関する意識や社会慣行の見直し促進

固定的な性別役割分担意識や社会慣行の見直しを進めるため、広報・啓発の充実を図ります。あわせて、多様な性の在り方や価値観への理解を深め、互いを尊重し合う意識の醸成に努めます。

取組	内容	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実	町の広報紙やホームページ等を活用し、「男女共同参画社会」の理念や内容について、わかりやすい広報と意識啓発に努めます。 町が発行する刊行物や庁内各課において作成・配布される印刷物では、性別による偏りのない表現を用いるよう点検・配慮を行います。	総務課 企画財政課 健康福祉課
ともに社会を担う意識づくり	家庭・地域・職場等における固定的な社会慣行を見直し、性別にとらわれない男女の対等な関係づくりを進めるため、講演会等を開催し、町民の意識啓発に取り組みます。	健康福祉課
性的指向と性別違和に関する理解の促進	性的指向及び性別違和に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	
法律・制度の理解促進のための取組	労働環境や男女の権利、男女共同参画に関連の深い法律や制度について、多様な機会を活用して周知・啓発に努めます。	
国際理解と国際交流の推進	地域に暮らす外国人との相互理解を深め、誰もが地域の一員として対等にまちづくりに参画できるよう、交流機会の充実と環境整備の促進に努めます。	総務課 企画財政課 社会教育課

(2) 調査・統計データの収集と情報発信の推進

調査・統計データの収集と分析を行い、結果をわかりやすく発信することで、町民の理解促進につなげます。

取組	内容	担当課
情報の収集・提供	男女共同参画を取り巻く社会状況を把握するため、国、福岡県、近隣市町等が実施する統計調査や取組状況について情報収集に努めます。 広報紙やホームページ等を活用してわかりやすい情報提供を行います。	健康福祉課
町民意識の調査・検証・公表	男女共同参画に関する町民意識の実態把握と調査結果の検証と公表に努めます。	

2 教育・学習を通じた男女共同参画の推進

(1) 教育・保育現場における男女共同参画の推進

乳幼児期から発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない生き方を学ぶ教育・保育を推進します。あわせて、教育・保育関係者への研修を通じ、理解と実践の充実を図ります。

取組	内容	担当課
男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	乳幼児期からこどもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し対等な関係を築くための教育を、さまざまな学習機会を通じて推進します。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
教育・保育関係者に対する啓発	学校や保育所（園）・幼稚園における男女共同参画の推進を図るため、教職員をはじめとする教育・保育関係者が、男女共同参画の理念及び本計画の内容を十分に理解し意識を高められるよう、研修会等を開催し啓発に努めます。	子育て支援課 学校教育課

取組	内容	担当課
多様な進路選択を可能にする指導の充実	<p>児童・生徒が将来の自立に向け、性別にとらわれず自らの生き方を主体的に考え、自分の意思と責任で進路を選択・決定する能力と態度を身につけられるよう、学校における指導の充実を図ります。</p> <p>福祉教育や職場体験学習等の幅広い体験活動を通じて、自尊感情やコミュニケーション能力等の生きる力を養い、キャリア形成につながる学習支援を進めます。</p>	学校教育課
性的指向や性別違和を感じる児童・生徒に対するきめ細かな対応	<p>性的指向や性別違和により悩みを抱える児童・生徒について、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。</p> <p>いかなる理由でもいじめや差別を許さないという姿勢のもと、性の多様性への理解を深める人権教育を推進します。</p>	健康福祉課 学校教育課

(2) 生涯学習を通じた男女共同参画の理解促進

生涯学習の機会を通じて、男女共同参画への理解を深め、誰もが参加しやすい学習環境づくりを進めます。

取組	内容	担当課
男女共同参画意識を高める学習機会の提供	生涯学習講座や子育て講座等を活用して男女共同参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに対する正しい理解を深める学習機会の提供を図ります。	健康福祉課 社会教育課
生涯学習活動への参加促進	魅力あるテーマ設定や参加者同士の仲間づくりを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間への配慮等を行い、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。	健康福祉課 社会教育課
生涯学習に関する情報の収集・提供	町民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報の収集に努め、広報紙やホームページ等を活用したわかりやすい情報提供を進めます。	総務課 企画財政課 健康福祉課 社会教育課

基本目標 2 誰もが能力を発揮し、多様な働き方・生き方ができる社会の実現（女性活躍推進計画）

1 働く場における男女共同参画の促進

（1）働きやすい職場環境の整備

性別による不合理な差別や固定的な役割分担意識の解消を図り、公正な評価や処遇が行われる職場づくりを進めるとともに、誰もが意欲と能力を発揮できる就業環境の整備を促進します。

取組	内容	担当課
各種労働関係法の情報提供	男女雇用機会均等法、労働基準法等の労働関係法令について、各種広報媒体の活用や講座の開催を通じて、事業主及び労働者双方に対する周知・啓発・情報提供に努めます。	産業振興課 健康福祉課
職場における性別役割分担意識の解消と男女平等の啓発	職場における固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等の実現に向け、あらゆる機会や手段を活用した啓発に努めます。	
労働に関する相談体制の充実	職場における労働条件や労働環境等に関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	
性別にとらわれない町職員の積極的な育成	町役場においては、性別にかかわらず誰もが能力を発揮し活躍できる職場づくりのモデルとなるよう、研修等を活用した人材育成に取り組み、職員一人一人の意識向上と能力開発を図ります。	総務課 健康福祉課
家族経営・小規模事業所などへの意識啓発	家族経営や小規模事業所等の労働実態の把握に努めるとともに、性別にかかわらず、安心して働ける就労環境の整備に向けた啓発を行います。	産業振興課
農業や商工業など自営業における労働に対する適正評価への啓発	農業や商工業など自営業における家族従事者が、性別にかかわらず共同経営者として対等な立場で参画し、経営と家庭生活の両面において相互に補完・協力しながら、能力を発揮できる関係づくりに向けた啓発に努めます。	

(2) 女性の就業継続・キャリア形成支援

女性が就労や再就職等に挑戦し、継続して働けるよう、相談対応や学習機会の提供、関係機関と連携した情報提供により、キャリア形成を支援します。

取組	内容	担当課
就業継続・キャリア形成等への支援	就労や再就職、起業、非正規雇用から正規雇用への転換等に挑戦する人を、性別にかかわらず支援するため、相談対応や関係機関と連携した情報の収集・提供に努めます。 また、就労・再就職を後押しするため、学習機会の提供や資格・技術の習得に関する情報提供を行い、キャリア形成を支援します。	産業振興課 健康福祉課

2 ワーク・ライフ・バランスの確立

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

誰もが仕事と生活を両立しながら能力を発揮できるよう、長時間労働の是正や意識啓発を進めるとともに、短時間勤務や在宅勤務等、多様な働き方に関する情報提供を行い、事業所と連携してワーク・ライフ・バランスの実現を促進します。

取組	内容	担当課
ライフスタイルに応じた多様な働き方に関する意識啓発と情報提供	長時間労働の是正や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発・情報提供に努めます。	健康福祉課 産業振興課
事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組む意義やメリットについて周知を図るとともに、先進的な取組事例について、その内容や効果を紹介するなど、広報・啓発に努めます。 町長によるイクボス宣言の趣旨や取組内容を事業所に周知し、働きやすい職場づくりに向けた理解と取組の促進を図ります。	
町職員におけるワーク・ライフ・バランスの実践	町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりに取り組みます。	総務課 健康福祉課

(2) 子育て・介護と両立できる環境の整備

育児や介護を担う人が安心して働き続けられるよう、育児・介護休業制度の周知と活用を促進するとともに、保育サービスや相談支援体制の充実を図り、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めます。

取組	内容	担当課
育児休業・介護休業制度の周知と活用の促進	働く人が安心して育児、介護を行うことができるよう育児休業、介護休業制度の普及・啓発に努めます。	健康福祉課
子育て支援のための環境整備の促進	「桂川町こども計画」に基づき、保育サービスの種類・量・質の充実、相談支援体制の充実等を図り、安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりに努めます。	子育て支援課

3 家庭・地域・社会における男女共同参画の促進

(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進

住民意識アンケート調査から、家事・育児・介護の負担が女性に偏り、男性に参加への抵抗感があることが明らかになっています。男性が主体的に関われるよう、学習や情報提供等を通じて理解を深め、家庭生活への参画を促進します。

取組	内容	担当課
男性の家事参加を促す学習機会の充実	料理教室への参加を促し、家事への主体的な関わりを広げるとともに、健康や食生活に対する関心と理解を深め、家庭生活への積極的な参画を促進します。	健康福祉課
男性の育児・介護参画を支える情報提供と講座の実施	育児・介護に関する情報提供を行い、講座等への参加を促すことで、必要な知識やスキルの習得を支援するとともに、家庭生活への主体的な関わりを広げます。	健康福祉課 子育て支援課

(2) 地域・社会における女性の参画機会の拡大

地域活動やボランティア等への女性の参画を促進するため、啓発や講座、情報提供を行い、主体的に参加しやすい環境づくりを進めます。

取組	内容	担当課
地域社会での男女平等意識の啓発	地域における男女の対等な関係づくりを進め、あらゆる活動のなかで男女平等意識が浸透するよう、継続的な啓発の充実に努めます。	総務課 健康福祉課 社会教育課
地域活動における男女共同参画の促進	地域の多様な活動において男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員等に対する情報提供及び研修等の啓発を進めます。 地域活動、子育て支援、ボランティア等への参加のきっかけとなる講座やイベントを開催し、自主的な参加・参画を促すとともに、必要に応じた相談対応や情報発信に努めます。	
女性団体等への支援	女性団体等の自主的活動を支えるため、情報提供等を通じた継続的な支援を行います。	健康福祉課

4 町の施策・方針決定過程への女性参画の促進

(1) 審議会等における女性の登用促進

審議会等において女性委員の登用を進めるとともに、開催方法への配慮等により、誰もが参画しやすい環境づくりを推進します。

取組	内容	担当課
審議会・協議会等における男女共同参画の推進	審議会や協議会等では、性別にとらわれない委員選定を進め、方針決定の場における男女共同参画を推進します。 託児の実施や開催時間への配慮等により、子育て中の人も委員として参画しやすい環境づくりに努めます。	各担当課 健康福祉課
行政における男女共同参画の推進	性別にとらわれない人事配置や指導的立場への登用を進めるとともに、介護・育児等の休暇を取得しやすい体制づくりに取り組み、町役場が事業所の模範となる働き方の推進を図ります。	総務課

(2) 事業所等における男女共同参画の促進

事業所等において、性別にかかわらず能力が発揮できる環境づくりを進めるため、男女共同参画の実態把握に努めるとともに、性別にとらわれない登用や参画促進に向けた意識啓発を行います。

取組	内容	担当課
事業所や地域活動団体における性別にとらわれない登用の促進	事業所や地域活動団体等における男女共同参画の実態把握に努めます。そのうえで、事業所に対しては性別にとらわれない管理監督職への登用や職域の拡大を促し、地域活動団体に対しては性別にとらわれない団体役員への登用を働きかけるなど、方針決定の場における男女共同参画の啓発を進めます。	総務課 健康福祉課 産業振興課

基本目標3 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現

1 あらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

（1）暴力防止に向けた広報・啓発の推進

暴力は重大な人権侵害であるとの認識を広めるため、DV等に関する制度を周知し、継続的な啓発を行います。

取組	内容	担当課
DV防止のための周知と啓発	配偶者やパートナー等に対する暴力は、犯罪を含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するための意識啓発に取り組みます。 DVやストーカー等に関する法制度や各種支援制度について、広報紙やホームページ等を活用してわかりやすい情報提供を行います。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）には、女性に対する暴力の問題について重点的な啓発を実施します。	健康福祉課

（2）安心して相談できる体制の整備

被害者が安心して相談できるよう、プライバシーに配慮した相談体制を整えるとともに、相談員の資質向上を図ります。

取組	内容	担当課
相談支援体制の充実	プライバシーに配慮した相談室の整備と相談窓口の確保を進め、人目を気にせず安心して相談できる体制の整備に努めます。	健康福祉課
相談員等の資質向上	被害者が安心して相談できる体制の充実を進めるとともに、相談員及び支援者への研修等を通じて資質の向上を図ります。	

(3) 暴力被害への対応体制の充実

被害者の安全確保を最優先に、関係機関と連携した迅速な支援体制を整備するとともに、個人情報の適正管理に配慮し、住まいの確保や就労支援等、生活再建に向けた切れ目のない支援を行います。

取組	内容	担当課
被害者の安全の確保	被害者の安全確保を最優先とし、配偶者等からの暴力により生命や身体に危険が及ぶおそれのある被害者及び同伴することにも対して、迅速かつ確実な一時保護を行います。 一時保護及び安全確保にあたっては、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。	健康福祉課
被害者の生活支援	被害を受けた後、被害者が安心して生活を再建できるよう、関係機関と連携し、経済的自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅の確保、子育て支援等、各分野において切れ目のない支援を行います。	健康福祉課
個人情報の保護	被害者及びその家族、支援者等の安全を確保するため、「桂川町個人情報保護法施行条例」及び「情報公開条例」に基づき、個人情報の適正な管理と運用を実施します。	住民課 健康福祉課
関係機関等との連携強化	被害者に必要な各種支援を円滑に実施するため、庁内関係課及び庁外関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。	健康福祉課
桂川町犯罪被害者等支援条例の推進	犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、「桂川町犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援体制の整備及び各種施策の推進を図ります。	総務課 健康福祉課
町職員に対する研修の実施	犯罪被害者等の支援を担う人材を育成し、支援の質の向上と充実を図るため、町職員を対象とした研修等を実施します。	健康福祉課

(4) 各種ハラスメント防止対策の推進

各種ハラスメントの防止に向け、事業所や職員への周知・啓発を行い、相談しやすい環境づくりを進めます。

取組	内容	担当課
ハラスメントのない職場の実現に向けた広報・啓発	<p>パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントのほか、妊産婦に対するマタニティハラスメントや性別役割分担意識に基づくジェンダーハラスメント等の防止のため、事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。</p> <p>庁内においては、「桂川町職員のハラスメント防止に関する要綱」の周知に努めるとともに、相談窓口を設置し職員が働きやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>総務課 産業振興課 健康福祉課</p>

2 困難な状況にある女性への支援体制の強化(困難女性支援基本計画)

(1) 早期把握と相談支援体制の強化

困難な状況にある女性を早期に把握するため、関係者への啓発やアウトリーチ手法の検討を行います。身近で安心して相談できる体制を整備し、関係機関と連携して必要な支援へ円滑につなげます。

取組	内容	担当課
悩みを抱える女性の早期発見に向けた意識啓発	<p>悩みを抱える女性を早期に発見するため、民生委員等に対する啓発を進めます。</p> <p>アウトリーチ手法の検討を行い、必要な支援に結び付ける体制づくりに努めます。</p>	健康福祉課
女性のための相談支援の充実	<p>配偶者や恋人からの暴力・暴言、家庭生活の不安、将来の生き方等、日々の暮らしのなかで生じる悩みや心配事について、女性相談員が対応し、解決に向けた助言や情報提供を行います。</p>	

(2) 自立と安心した生活の実現に向けた支援の充実

困難な状況にある女性が、自立し安心して生活できるよう、経済的自立に向けた情報提供や就労支援を行います。本人の意向や状況に応じた支援を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

取組	内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種助成・手当や資金貸付等に関する情報提供に努めます。 相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら就業支援等の取組を進めます。	健康福祉課 子育て支援課 住民課
就労支援	相談者本人の意向や状況、意欲等に応じ、公共職業安定所や福岡県のひとり親サポートセンター、子育て女性就職支援センター等の関係機関と連携を図り、その活用を促します。	健康福祉課 子育て支援課

(3) 庁内外の連携による支援推進体制の構築

困難な状況にある女性への支援を円滑に進めるため、庁内関係部署や関係機関との情報共有と連携を強化します。あわせて、支援に携わる方への研修を通じ、支援推進体制の充実を図ります。

取組	内容	担当課
支援調整会議の開催	関係機関で構成する支援調整会議を開催し、支援が円滑に行われるよう、情報や支援方針の共有等を通じて連携を強化します。	健康福祉課
支援体制の強化	相談者のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関等との情報共有を推進し、連携体制を強化します。	
支援に携わる方への研修	支援に携わる方を対象に、現状や課題、関連制度等を学ぶ講座の開催や情報提供に努めます。	
円滑な庁内連携の推進	相談者のニーズに応じた支援が図れるよう、情報共有等を通じ関係部署間での連携を強化するとともに、関係部署の職員を対象とした研修等を実施します。	

3 生涯を通じた健康支援

(1) ライフステージに応じた健康支援の推進

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じ、心身の健康づくりに関する正しい知識の普及や健康診査等を推進します。関係計画と連携し、誰もが生涯を通じて健康に暮らせる環境づくりを進めます。

取組	内容	担当課
互いを認め合うところを養う学習の推進	学校において発達段階に応じた指導計画を立案し、あらゆる教育活動の場を通じて、自他の生命の尊さや互いを認め合うところを養う学習に取り組みます。	学校教育課
健康づくりの普及・啓発	「健康増進・食育推進計画」及び「保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画」に基づき、町民の自発的な健康づくりのための啓発に努め、健康診査の受診を奨励します。生活習慣病の予防・改善のため、食事や運動等を中心に適正な生活習慣を身につけることを目的とした各種健康教室や健康相談を実施し、町民の健康づくりを支援します。	保険環境課 健康福祉課
生涯を通じた女性の健康支援	性と生殖に関する健康と権利について正しい理解の浸透に努め、妊娠・出産に関する知識を深めることで、安全・安心に妊娠・出産できる環境整備に努めます。 乳がん・子宮がんや骨粗しょう症等の女性特有の検診について受診勧奨の充実を図るとともに、更年期等に伴うところとからだの悩みに対し、健康教室、健康相談、訪問指導を実施します。	健康福祉課
望まない妊娠や性感染症の予防に向けた正しい知識の普及	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発と性教育の充実を図ります。	

(2) 妊娠・出産期における健康支援の充実

妊娠・出産期において、母子が安心して必要な医療や支援を受けられるよう、相談支援や情報提供の充実を図ります。あわせて、不妊・不育に関する悩みへの支援を行い、関係機関と連携した支援体制の強化に努めます。

取組	内容	担当課
妊娠期から子育て期にかけて相談支援の充実	妊娠期から子育て期、思春期にかけての不安や悩みに対応するため、町の相談窓口における相談対応を行うとともに、県や関係機関が実施する電話・オンライン相談事業等の周知を図り、必要な支援につなげます。	健康福祉課 子育て支援課
周産期における安心・安全な支援体制の確保	妊娠・出産期において、母子が安心して必要な医療や支援を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携を図るとともに、周産期に関する情報提供や相談支援の充実に努めます。	
不妊・不育に関する相談支援と情報提供	不妊症・不育症に関する悩みや不安に対し、県等が実施する相談事業や助成制度について周知を図り、精神的及び経済的負担の軽減につなげます。	健康福祉課

(3) スポーツ活動の促進

性別や年齢にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の充実を図り、健康づくりと社会参加の促進につなげます。

取組	内容	担当課
女性がスポーツに親しむためのプログラムの提供	女性が気軽に参加しやすいヨガやピラティス等のプログラムを実施し、健康づくりを通じて、継続的にスポーツに親しむ機会の充実を図ります。	健康福祉課
スポーツ団体における女性の登用促進	女性の視点を生かしたスポーツ活動の推進を図るため、桂川町スポーツ推進委員における女性の登用推進を図ります。	社会教育課

4 防災・復興における男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興体制の構築

男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興体制の構築を進めます。

取組	内容	担当課
防災の企画立案における男女共同参画の促進	地域防災計画や各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において男女共同参画を促進し、さまざまな立場の人のニーズに配慮した防災対策となるよう努めます。	総務課
自主防災組織等における男女共同参画の促進	自主防災組織や地域の防災活動等における男女共同参画を働きかけるとともに、性別にとらわれない消防団員の確保に努めます。	

管理指標

管理指標	令和7年度 (2025年度) 現状値	令和12年度 (2030年度) 目標値	参照元
基本目標 1			
町の審議会等での女性委員の割合	25.4%	30%	内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
町職員の管理職等（課長・課長補佐・係長）に占める女性の割合	28.0%	30%	庁内資料
「『職場』において、男女の地位は平等になっていると思いますか」の設問で、「平等」と回答した割合	29.3%	35%	桂川町住民意識アンケート調査（令和7年度実施）
「あなたの家庭では、『家事』をどのように分担していますか」の設問で、「自分とパートナー同程度」と回答した女性の割合	18.6%	25%	桂川町住民意識アンケート調査（令和7年度実施）
基本目標 2			
「DV（配偶者からの暴力）について相談できる窓口があることを知っていますか」の設問で、「知っている」と回答した割合	72.3%	80%	桂川町住民意識アンケート調査（令和7年度実施）
「『デート DV』という言葉や内容について知っていますか」の設問で、「知っている、または聞いたことがある*」と回答した割合【若年層（18～29歳）】	63.8%	75%	桂川町住民意識アンケート調査（令和7年度実施） ※「内容までよく知っている」「内容も少しは知っている」「聞いたことはある」と回答した若年層における割合の合計
DV被害等の経験のある女性*が、受けた行為について「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答した割合	57.1%	50%	桂川町住民意識アンケート調査（令和7年度実施） ※「これまでに配偶者や交際相手からの身体的・精神的・性的暴力を経験したことがありますか」の設問で、「あった」と回答した女性
基本目標 3			
「『男女共同参画社会』という言葉や内容について知っていますか」の設問で、「聞いたこともない」と回答した割合	22.7%	15%	桂川町住民意識アンケート調査（令和7年度実施）
「『男は仕事、女は家庭』という考え方（性別役割分担）について、どの程度同感しますか」の設問で、「同感しない*」と回答した割合	70.4%	80%	桂川町住民意識アンケート調査（令和7年度実施） ※「あまり同感しない（どちらかといえば反対）」「同感しない（反対）」と回答した割合の合計

第5章 計画の推進に向けて

第1節 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わる重要な課題です。本計画では特に重要な取組を示していますが、全ての町職員が男女共同参画の視点を持ち、日常業務を遂行することが不可欠です。

全庁的な推進体制を確立するため、「(仮称)桂川町男女共同参画推進会議」を設置し、課題や改善点等を共有することで、庁内連携の強化を図ります。

また、男女共同参画に関する研修の実施や施策の全庁的な推進を通じて、職員一人一人の理解と意識の向上を図るとともに、町役場自らが男女が働きやすい職場づくりのモデルとなるよう取組を進めます。

第2節 町民・事業者などとの連携の推進

男女共同参画社会の実現には、町民一人一人がその意義を理解し、自らの課題として取り組むことに加え、事業者などの主体的な参画が不可欠です。

そのため、「桂川町男女共同参画推進条例」に基づき、町、町民、事業者等が果たすべき役割を明確にし、それぞれが役割を担いながら、相互に連携して男女共同参画を推進します。

また、町は町民や事業者等との協働による事業の実施や、男女共同参画に関する自主的な取組への支援を行うなど、協働の取組を推進します。

さらに、地域活動団体等の地域資源を活用するとともに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を図り、持続可能な取組を支える環境づくりを進めます。

第3節 国、県、他市町村との連携及び協力

本計画を効果的に推進するため、国、県、他市町村との連携や情報交換を行い、男女共同参画に関する動向や施策の情報収集に努め、施策の充実に活かします。

また、計画の推進にあたり必要な事項については、国、県及び関係機関に対し、要請を行います。

第4節 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検及び評価等の進行管理に努め、その状況について桂川町男女共同参画施策推進協議会への報告を行い、計画の着実な推進を図ります。

また、本計画や本計画の進捗状況について広く町民に公表します。

資料編

1 桂川町男女共同参画推進条例

■桂川町男女共同参画推進条例

平成二十九年三月二十四日

条例第一号

改正 平成 29 年 6 月 19 日条例第 12 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 男女共同参画推進のための基本施策（第 10 条—第 16 条）

第 3 章 桂川町男女共同参画推進委員（第 17 条—第 26 条）

第 4 章 苦情及び救済の申出の処理（第 27 条—第 36 条）

第 5 章 桂川町男女共同参画施策推進協議会（第 37 条）

第 6 章 雑則（第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、桂川町（以下「町」という。）における男女共同参画社会を実現するため、町、町民、自治組織、教育に携わる者及び事業者等の責務を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関する施策について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによつて男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町民 町内に居住する者、町内に通勤する者、町内に通学する者又は町内を活動の拠点とする個人をいう。
- (3) 自治組織 行政区、分館その他の町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。
- (4) 教育に携わる者 町内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (5) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (6) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によつて役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性又は女性という性別によつて役割を固定的に分けようとする意識のことをいう。

(7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言語的な暴力又は虐待（子どもを巻き込んだ暴力を含む。）をいう。

(8) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(9) ワーク・ライフ・バランス 全ての人が、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられ、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を發揮できる機会が確保されること。
- (2) 固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 男女が性別にかかわらず、地域、学校、家庭、職場その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、地域、学校、職場等における活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性に理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の下で健康を保持することができるよう配慮されること。
- (6) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権教育及び男女平等教育が推進されること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の性別に起因する人権侵害が根絶されること。
- (8) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民、自治組織、教育に携わる者及び事業者等(次項において「町民等」という。)と協力して推進施策を実施しなければならない。

3 町は、町民等の模範になるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組みなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、学校、家庭、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第6条 自治組織は、自らが地域社会における主たる自治の担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮して、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、その事業又は活動が男女共同参画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者等は、雇用の分野において、就労者の雇用上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家庭生活を両立できるよう就労に関する条件及び環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

(性別を理由とした人権侵害の禁止)

第9条 全ての人は、地域、学校、家庭、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とした差別的行為を行ってはならない。

2 全ての人は、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画推進のための基本施策

(男女共同参画に係る基本計画等)

第10条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは桂川町男女共同参画施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

4 町は基本計画の実施状況について、毎年公表しなければならない。

(町における男女共同参画推進の取組)

第11条 町は、男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項の推進に努めるものとする。

(1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、委嘱し、又は選任するときは、男女の委員の数の均衡を図るよう努めること。

(2) 男女の別なく、能力及び意欲に応じた職員登用に努めること。

(情報の公表に際しての配慮)

第12条 町は、公表する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現又は性別による人権侵害に結び付く表現を行わないよう努めなければならない。

(教育の充実)

第13条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めるものとする。

(家庭生活と社会活動との両立支援)

第14条 町は、性別にかかわらず全ての人が共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

2 町は、職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進の拠点)

第16条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、桂川町総合福祉センター(桂川町総合福祉センターの設置及び管理等に関する条例(平成12年条例第14号)第2条に規定する施設をいう。)の中に、町民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点を置く。

第3章 桂川町男女共同参画推進委員

(男女共同参画推進委員の設置)

第17条 町長は、次に掲げる事項を処理するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、桂川町男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

(1) 町が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によつて人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済

2 推進委員の定数は、2人とし、その構成は、男女各1人とする。

3 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。

(職務)

第 18 条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第 1 項第 1 号に規定する苦情を処理するための調査又は勧告等を行うこと。
- (2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第 1 項第 2 号に規定する救済を処理するための調査、勧告又は要請等を行うこと。
- (3) 制度改善のための意見を表明すること。
- (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

(独任制)

第 19 条 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。

(代表推進委員)

第 20 条 推進委員の互選により、代表推進委員を定める。

2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

(任期)

第 21 条 推進委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 推進委員は、再任されることができる。ただし、推進委員の任期は、通算して 6 年を超えることができない。

(責務)

第 22 条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務上の地位を政治的、営利目的等のために利用してはならない。

(兼職の禁止)

第 23 条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 推進委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(守秘義務)

第 24 条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。

(身分の保障)

第 25 条 推進委員は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、委嘱を解くことができない。

- (1) 心身の故障等のために職務の遂行ができないと認められる場合
- (2) 職務上の義務に違反した場合
- (3) その他推進委員として著しく不適切な言動等があると認められる場合

(関係機関等との連携)

第 26 条 推進委員は、その職務の遂行に当たっては、町、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第 4 章 苦情及び救済の申出の処理

(苦情及び救済の申出)

第 27 条 町民及び事業者等は、推進委員に対し、町

が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。

2 何人も、町、町民又は事業者等から性別による人権侵害を受けたときは、推進委員に救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

第 28 条 前条に定める苦情又は救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の処理の対象としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
- (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願、陳情等を行つている事項
- (4) 推進委員が行つた苦情等の申出の処理に関する事項
- (5) その他処理することが適当でないと推進委員が認める事項

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、延滞なく通知しなければならない。

(調査)

第 29 条 推進委員は、苦情等の申出があつたときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項後段の場合においては、推進委員は、あらかじめ、当該関係人に通知しなければならない。

3 町は、第 1 項の調査を拒んではならない。

4 町民及び事業者等は、第 1 項の調査に協力するよう努めなければならない。

(推進委員の処理の中止)

第 30 条 推進委員は、処理を開始した後において苦情等の申出が第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は申出に理由がないと認めるときは、処理を中止するものとする。

2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

第 31 条 推進委員は、第 27 条第 1 項の苦情の申出があつた場合において、町の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、町の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)をすることができる。

2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3 推進委員は、必要があると認めるときは、当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。

4 推進委員は、是正勧告及び前項の報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。

(救済勧告)

第 32 条 推進委員は、第 27 条第 2 項の救済の申出（町に係るものに限る。）があつた場合において、町が性別による差別その他の人権侵害を行つたと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、町の機関に対し、人権侵害を排除し、又は抑止する等の救済の措置を講ずよう勧告（以下「救済勧告」という。）をすることができる。ただし、救済勧告は、推進委員の合議を要する。

2 救済勧告を受けた当該機関は、当該救済勧告を尊重しなければならない。

3 第 1 項の場合において、前条第 4 項の規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第 33 条 推進委員は、苦情等の申出（町に係るものに限る。）があつた場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、町の施策又は措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明（以下「意見表明」という。）をすることができる。ただし、意見表明は、推進委員の合議を要する。

2 前項の場合において、第 31 条第 4 項の規定を準用する。

(町以外のものによる人権侵害の救済措置)

第 34 条 推進委員は、第 27 条第 2 項の救済の申出（町に係るものを除く。）があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、町長に報告し、町長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

2 前項の場合において、推進委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 推進委員は、次条第 1 項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、町長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。

4 第 1 項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

(町長の要請及び公表)

第 35 条 町長は、前条第 1 項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

2 町長は、前条第 3 項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況の必要な事項について公表をすることができる。

3 前 2 項に規定する場合において、町長は、推進委員の求めを尊重しなければならない。

4 町長は、第 2 項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る町民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 町長は、第 1 項の要請及び第 2 項の公表を行つたときは、推進委員に対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第 36 条 推進委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案につき、調査を行い、必要な措置を執ることができる。

2 前項の場合において、次項に定めるもののほか、第 29 条及び第 31 条から第 34 条までの規定を準用する。ただし、推進委員の合議を要する。

3 推進委員は、自己の発意に基づく人権侵害に係る事案につき、調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

4 町長は、推進委員の発意に基づく事案につき、前条第 1 項の要請及び同条第 2 項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

第 5 章 桂川町男女共同参画施策推進協議会

(桂川町男女共同参画施策推進協議会の設置)

第 37 条 町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、桂川町男女共同参画施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定により策定した桂川町男女共同参画基本計画（平成 28 年 3 月策定）は、第 10 条の基本計画とみなす。

附 則（平成 29 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 桂川町男女共同参画施策推進協議会設置要綱

■桂川町男女共同参画推進協議会設置要綱

告示第88号
平成27年5月22日
桂川町要綱第12号

(設置)

第1条 本町における男女の人権の尊重と男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、桂川町男女共同参画推進条例(平成29年条例第1号)第37条の規定に基づき、桂川町男女共同参画施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、おおむね委員10人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募による町民(町内で働く者を含む)
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 その職にあることにより、委員になった者が当該職を辞任したときは、委員の職も辞任したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要と認めるときには、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則(平成29年要綱第11号)

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

3 福岡県男女共同参画推進条例

■福岡県男女共同参画推進条例

平成十三年十月十九日
福岡県条例第四十三号

目次

- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第八条～第二十一条）
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会（第二十二条）
- 第四章 雑則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

（暴力的行為等の禁止）

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（施策に対する配慮）

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（普及啓発等）

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画の日）

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。

3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

（教育及び学習の機会の提供）

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

（家庭生活に関する措置）

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができ

るように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究) 第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 男女共同参画社会基本法

■男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日
法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条～第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条～第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条～第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点(次項において「男女共同参画センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、

第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定め、たそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則(令和七年六月二七日法律第八〇号)
(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日
法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職する

ことが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
 - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活にお

ける活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。(認定一般事業主の表示等)
- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする

場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更(前項の内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又はその変更をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異
 - 二 その雇用する管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
 - 三 前二号に掲げるもののほか、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 四 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 前項第一号及び第二号に掲げる情報
 - 二 前項第三号に掲げる情報又は同項第四号に掲げる情報の少なくともいずれか一方
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報のうち少なくとも一の情報を定期的に公表するよう努めなければならない。(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用する職員の男女の給与の額の差異
- 二 その任用する管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- 三 前二号に掲げるもののほか、その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 四 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の

情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認め

るときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事したとき。
 - 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかったとき。
 - 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反したとき。
- 第三十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十條第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
 - 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
 - 四 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。
- 第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。
- 第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二條 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 - 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
 - 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日
- 二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四

条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」)の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日 (女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第六条 第四条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日
法律第三十一号

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条～第五条の四）
第三章 被害者の保護（第六条～第九条の二）
第四章 保護命令（第十条～第二十二条）
第五章 雑則（第二十三条～第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条～第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係

地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に

かかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加

える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・

送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族

等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条之二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件

- は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）
- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
 - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者

- であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。（保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。（期日の呼出し）
- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に

対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理

由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該

保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

あるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十二条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第一百六十条 第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条 第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条 第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条 の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条 の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条 第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一 条の三第 二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一 条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、

捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二

において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適

用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和七年一二月一〇日法律第八四号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年五月二十五日
法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二條）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念の通り、困難な問題を抱える女性への支援のために

必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条に

- において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
 - 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うも

- のとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
 - 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
(女性相談支援センターの所長による報告等)
- 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の第三十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
(女性相談支援員)
- 第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。
(女性自立支援施設)
- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置

することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自らい、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自らい、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する

費用を支弁しなければならない。

- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する

仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

8 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際婦人年 ◆ 国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）で「世界行動計画」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 婦人問題企画推進本部発足 ◆ 総理府婦人問題担当室設置 	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国連婦人の10年」始まる(1976年～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「民法」改正（離婚後の氏名選択自由など） ◆ 第1回日本婦人問題会議（労働省） 	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国内行動計画策定 ◆ 国立婦人教育会館が嵐山町に開館 	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「婦人関係行政推進会議」設置 ◆ 「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「婦人対策室」設置
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）－女子差別撤廃条約の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「民法」改正（配偶者の法定相続分1/3→1/2） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出 ◆ 「福岡県行動計画」策定
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ILO第156号条約（男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）の採択（ILO総会） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国内行動計画後期重点目標発表 	
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「福岡県行動計画」改訂 ◆ 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）－「ナイロビ将来戦略」採択 ◆ NGOフォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女子差別撤廃条約」批准 ◆ 「男女雇用機会均等法」成立 ◆ 「労働基準法」改正（女性の深夜勤務の例外拡大、生理休暇規定の縮小など） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「男女雇用機会均等法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 ◆ 第2次行動計画策定
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「改正労働基準法」施行 	
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修など） 	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連経済社会理事会） ◆ ILO第171号条約（夜業に関する条約）採択（ILO総会） 		

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 ◆「育児休業法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 婦人問題懇話会提言提出 ◆ 「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 初の婦人問題担当大臣設置 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 世界人権会議（ウイーン） ◆ 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「パートタイム労働法」成立 	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ILO 第 175 号条約（パートタイム労働に関する条約）採択（ILO 総会） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総理府男女共同参画室発足 ◆ 内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置 	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ◆ 第4回国連世界女性会議開催（北京）「行動綱領」「北京宣言」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「育児・介護休業法」成立、施行 ◆ ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性政策懇話会提言「行動計画策定に向けて」提出
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「男女共同参画ビジョン」答申 ◆ 「男女共同参画 2000 年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第3次「福岡県行動計画」策定 ◆ 「福岡県女性総合センター」開館
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「労働基準法」改正（女子保護規定の廃止など） ◆ 「男女雇用機会均等法」改正（セクハラについての事業主配慮義務の規定など） ◆ 「男女共同参画審議会設置法」及び「男女共同参画審議会令」公布 ◆ 労働省婦人局が女性局、婦人少年室が女性少年室に名称変更 ◆ 「介護保険法」成立 	
1999年 (平成 11 年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」施行 ◆ 「男女共同参画社会基本法」成立、施行 	
2000年 (平成 12 年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「男女共同参画基本計画」策定 ◆ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 内閣府に男女共同参画局設置 ◆ 男女共同参画会議設置 ◆ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称DV防止法)成立 ◆ 「男女共同参画週間」設定(6月23日~29日) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 ◆ 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 ◆ 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 ◆ 「福岡県男女共同参画推進条例」公布、施行
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「DV防止法」全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「福岡県男女共同参画審議会」設置 ◆ 「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 ◆ 「次世代育成支援対策推進法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「DV防止法」改正(暴力の定義拡大など) ◆ 「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長など) 	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「男女共同参画基本計画(第2次)」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福岡県男女共同参画審議会「第2次福岡県男女共同参画計画についての考え方」答申
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「男女雇用機会均等法」改正(女性に対する差別だけでなく、男女の両方を対象として性差別を禁止、妊娠、出産などを理由とする不利益取扱いの禁止など) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆ 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「DV防止法」改正(保護命令の拡充など) ◆ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務付けなど) ◆ 女子差別撤廃委員会の最終見解公表 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「北京+15」(第54回国連婦人の地位委員会)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「男女共同参画基本計画(第3次)」を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福岡県男女共同参画審議会「第3次福岡県男女共同参画計画についての考え方」答申

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
2011年 (平成23年)			<ul style="list-style-type: none"> ◆「第3次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2012年 (平成24年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(ウラジオストク)開催		
2013年 (平成25年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(パリ)開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆「DV防止法」改正(適用対象範囲の拡大など) ◆「日本再興戦略」策定 	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「APEC 女性と経済フォーラム」(北京)開催 ◆「男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合」開催 	◆「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」を閣議決定	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「APEC 女性と経済フォーラム」(マニラ)開催 ◆「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「『日本再興戦略』改訂2015-未来への投資生産性革命-」を閣議決定 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ◆「男女共同参画基本計画(第4次)」を閣議決定 	◆福岡県男女共同参画審議会「第4次福岡県男女共同参画計画についての考え方」答申
2016年 (平成28年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(リマ)開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆「育児・介護休業法」改正(介護休業の分割取得が可能、介護休業給付金の引き上げなど) ◆「男女雇用機会均等法」改正(妊娠出産、育児休業取得などを理由とする嫌がらせ防止措置の新設) ◆「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ◆「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2017年 (平成29年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(フエ)開催	◆「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	
2018年 (平成30年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(ポートモレスビー)開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布、施行 ◆「女性活躍加速のための重点方針2018」策定 	

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
2019年 (令和元年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(ラ・セリナ)開催	◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(一般事業主行動計画策定義務の対象拡大など)	
2020年 (令和2年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(マレーシア主催のオンライン)開催 ◆「北京+25」(第64回国連婦人の地位委員会)開催	◆「男女共同参画基本計画(第5次)」を閣議決定	◆福岡県男女共同参画審議会「第5次福岡県男女共同参画計画の考え方について」答申
2021年 (令和3年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(ニュージーランド主催のオンライン)開催		◆「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 ◆「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2022年 (令和4年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(バンコク)開催	◆「女性支援新法」制定	
2023年 (令和5年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(シアトル)開催	◆「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行	◆「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定
2024年 (令和6年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(アレキバ)開催	◆「女性版骨太の方針2024」策定(人材育成の強化など)	
2025年 (令和7年)	◆「APEC 女性と経済フォーラム」(仁川)開催 ◆「北京+30」(第69回国連婦人の地位委員会)開催	◆「育児・介護休業法」改正	
2026年 (令和8年)		◆「男女共同参画基本計画(第6次)」を閣議決定(予定)	◆「第6次福岡県男女共同参画計画」策定(予定)

9 桂川町男女共同参画施策推進協議会委員名簿

選出団体等名	役職名	氏名
桂川町議会	文教厚生委員会委員長	◎ 柴田正彦
桂川町社会福祉協議会	事務局 長	三宅浩志
桂川町教育委員会	教育委員	○ 原野正和
桂川町区長会	土師六区 区長	久留島 豊
桂川町民生児童委員協議会	民生児童委員	畑崎 壽美子
桂川町人権擁護委員会	人権擁護委員	篠原 優子
公募委員		白石 奈緒美

◎：会長 ○：副会長

任 期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

10 計画策定の経緯

日 程	協議会	議 題 等
令和7年 7月29日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■前期計画の進捗状況報告 ■計画の策定趣旨及び町民意識調査の説明
令和7年10月 3日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■関係団体ヒアリング調査の結果報告 ■計画骨子案の説明、協議
令和7年11月28日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■町民意識調査の結果報告 ■計画骨子案の説明、協議
令和8年 1月29日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画素案の説明、協議
パブリックコメント（令和8年2月20日～3月6日）		
令和8年 月 日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画原案の確定